

第72号議案

豊岡市立霊苑整備基金条例制定について

豊岡市立霊苑整備基金条例を次のように定める。

平成30年8月31日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

霊苑の整備、保全等に要する資金の確保を目的として、豊岡市立霊苑整備基金を設置するため。

豊岡市立霊苑整備基金条例

(設置)

第1条 豊岡市立霊苑（以下「霊苑」という。）の整備、保全等に要する資金に充てるため、豊岡市立霊苑整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、基金の運用から生ずる収益の額その他予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、霊苑の整備、保全等のために必要な費用の財源に充てる場合に限る、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市立霊苑整備基金条例案要綱

1 設置

豊岡市立霊苑（以下「霊苑」という。）の整備、保全等に要する資金に充てるため、豊岡市立霊苑整備基金（以下「基金」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 積立額

基金として積み立てる額は、基金の運用から生ずる収益の額その他予算で定める額とすること。（第2条関係）

3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。また、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができること。（第3条関係）

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。（第4条関係）

5 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。（第5条関係）

6 処分

基金は、霊苑の整備、保全等のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。（第6条関係）

7 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定めること。（第7条関係）

8 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

第73号議案

豊岡市農業共済条例制定について

豊岡市農業共済条例を次のように定める。

平成30年8月31日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

農業災害補償法が農業保険法に改正されたことに伴い、条例の全部を改正する必要があるため。

豊岡市農業共済条例

豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 共済事業

第1節 通則（第3条―第23条）

第2節 農作物共済（第24条―第46条）

第3節 家畜共済

第1款 通則（第47条―第67条）

第2款 死亡廃用共済（第68条―第75条）

第3款 疾病傷害共済（第76条―第84条）

第4節 果樹共済（第85条―第109条）

第5節 畑作物共済（第110条―第132条）

第6節 園芸施設共済（第133条―第158条）

第3章 財務（第159条―第170条）

第4章 損害評価会（第171条―第176条）

第5章 雑則（第177条―第179条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市が農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う共済事業（以下「共済事業」という。）に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（実施区域）

第2条 市が行う共済事業の実施区域は、市の区域とする。

第2章 共済事業

第1節 通則

（共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故）

第3条 市は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済のうち死亡廃用共済にあつては第2号、家畜共済のうち疾病傷害共済にあつては第3号、果樹共済にあつては第4号、畑作物共済にあつては第5号、園芸施設共済にあつては第6号に掲げる共済目的につき、当該各号に定める共済事故によって生じた損害について、

市との間に共済関係の存する者（以下「共済加入者」という。）に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻及び麦

共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

(2) 共済目的 次に掲げる家畜

ア 成牛（出生後第5月の月の末日を経過した牛をいう。）

イ 子牛等（ア以外の牛（以下「子牛」という。）及び牛の胎児をいう。以下同じ。）（その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。）

ウ 種豚（出生後第5月の月の末日を経過したものに限る。以下同じ。）

共済事故 牛及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。）及び廃用、牛の胎児にあつては死亡

(3) 共済目的 牛及び種豚

共済事故 疾病及び傷害

(4) 共済目的 なし（支那なしの品種を除く。屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている第6号の特定園芸施設を用いて栽培されているものを除く。）

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

(5) 共済目的 大豆及びそば（次号の特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培されているものを除く。）

共済事故 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

(6) 共済目的 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し、又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額（当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額をいう。）

が農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「省令」という。）第46条の規定により農林水産大臣の定める金額に満たない施設園芸用施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）を除く。以下「特定園芸施設」という。）

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。

- (1) 疾病又は不慮の傷害（第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。
- (2) 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき（家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。
- (3) 骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心臓の炎症で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経麻痺若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- (4) 盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日以上生死が明らかでないとき。
- (5) 乳牛の雌又は種雄牛が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。
- (6) 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。
- (7) 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。

3 第47条第4号の包括共済関係の成立により消滅した同条第5号の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜についての前項第5号及び第6号の規定の適用については、当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。

4 市の包括共済関係に付されていた家畜であって、当該包括共済関係に係る第47条第1号の包括共済家畜区分以外の包括共済家畜区分に属することとなったこと

により他の包括共済関係に付されたものについての第2項第5号及び第6号の規定の適用については、当該家畜に係る当該他の包括共済関係の共済責任は、その付されていた包括共済関係に当該家畜が付された時に始まったものとみなす。

5 次に掲げる物は、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

(1) 次に掲げる施設園芸用施設であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下「附帯施設」という。）

- ア 温湿度調節施設
- イ かん水施設
- ウ 排水施設
- エ 換気施設
- オ 炭酸ガス発生施設
- カ 照明施設
- キ しや光施設
- ク 自動制御施設
- ケ 発電施設
- コ 病虫害等防除施設
- サ 肥料調製散布施設
- シ 養液栽培施設
- ス 運搬施設
- セ 栽培棚
- ソ 支持物

(2) 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（育苗中の農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）

（共済掛金の納付義務）

第4条 共済加入者は、共済掛金のうちその者の負担に係る部分の金額（以下「加入者負担共済掛金」という。）を市に納付しなければならない。

（事務費の賦課）

第5条 市は、毎会計年度、市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）から市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を共済加入者に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次に掲げる方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。

(1) 水稻共済割

- (2) 麦共済割
- (3) 家畜共済割
- (4) 果樹共済割
- (5) 畑作物共済割
- (6) 園芸施設共済割

3 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の納期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての加入者負担共済掛金の納期限（家畜共済割、果樹共済割、畑作物共済割又は園芸施設共済割により賦課する賦課金にあつては第70条第1項、第78条第1項、第96条第1項、第120条第1項又は第142条第1項の規定により加入者負担共済掛金の分割納付をする場合にはその第1回の納期限）と同一の期限とする。

4 賦課金と当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての加入者負担共済掛金の加入者ごとの合計額に10円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

5 前項の規定により端数金額を切り捨てたときは、当該端数金額を切り捨てた金額から同項の加入者負担共済掛金の額を差し引いて得た額を賦課金の額とする。

6 賦課金は、納入通知書により徴収するものとする。

（督促及び延滞金）

第6条 次に掲げる場合に行う加入者負担共済掛金又は賦課金についての督促及び延滞金の徴収等に関しては、豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年豊岡市条例第63号）の定めるところによる。

(1) 家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金を分割により加入者が納付する場合において、加入者が当該分割による第2回目以降の支払の納期限が経過してもなお当該期限までに納付すべき加入者負担共済掛金を納付しないとき。

(2) 第71条第2項、第73条第3項及び第141条第2項の規定により増額した加入者負担共済掛金を加入者が納付する場合において、加入者が当該支払の納期限が経過してもなお当該期限までに納付すべき加入者負担共済掛金を納付しないとき。

(3) 納期限までに賦課金を納付しないとき。

（加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効）

第7条 加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

（共済掛金及び賦課金の相殺の制限）

第8条 共済加入者は、市に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について相殺をもって市に対抗することができない。

（共済金の額の下限）

第9条 市が共済加入者に対して支払う共済金の額は、市が連合会から支払を受けた保険金の額を下回らないものとする。

（共済金の支払時期）

第10条 共済金は、特別の事由がある場合を除いて、市は、連合会から保険金の支払を受けた日から10日以内に支払うものとする。

（共済関係の存続）

第11条 共済加入者が、住所を移転したこと（農業共済資格団体にあっては、その構成員が住所を移転したこと）により共済資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に市の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 市は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

（共済関係に関する権利義務の承継）

第12条 共済目的の譲受人（農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この条において同じ。）は、市の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体）の有する権利義務を承継することができる。この場合において、家畜共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合、家畜を兵庫県の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合、承諾の申請につき第51条第1号、第2号又は第5号に掲げる事由がある場合又は譲受人と市との間に譲渡人の包括共済関係と同じ種類の共済関係が存している場合、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合には、市は、承諾を拒むものとする。

2 市は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について前項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該譲受けの日の属する共済掛金期間の満了の時に第2条に規定する区域内に住所を有している場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を付するものとする。

3 第1項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、市に承諾の申請をしなければならない。

4 市は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。

5 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。

6 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、前各項の規定を準用する。

(損害防止の義務等)

第13条 共済加入者は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

2 市は、前項の管理その他損害防止について共済加入者を指導することができる。

(損害防止の処置の指示)

第14条 市は、共済加入者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その者の負担した費用は、市の負担とする。

(損害防止施設)

第15条 市は、損害防止のため必要な施設を設置することができる。

(調査)

第16条 市は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第17条 共済加入者は、共済目的に、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定める異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

(1) 農作物共済 次に掲げる異動

ア 共済目的の譲渡し、収穫適期前の刈取り又はすき込み

イ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

ウ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画の変更

(2) 死亡廃用共済 次に掲げる異動

ア 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け

イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け

ウ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

(3) 果樹共済 次に掲げる異動

ア 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ

イ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

ウ 果樹共済の共済関係について全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画の変更

(4) 畑作物共済 次に掲げる異動

- ア 共済目的の譲渡し、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り又はすき込み
 - イ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更
- (5) 園芸施設共済 次に掲げる異動
- ア 共済目的の譲渡し、移転、解体、増築、改築、構造若しくは材質の変更又は共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）若しくは滅失
 - イ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと。
 - ウ 特定園芸施設の被覆期間の変更
 - エ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
 - オ 施設内農作物の発芽又は移植
- 2 共済加入者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。
- 3 共済加入者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次に掲げる事項を市に通知しなければならない。
- (1) 共済事故の種類
 - (2) 共済事故の発生の年月日
 - (3) 共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によって生じた損害の状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、共済事故の状況が明らかとなる事項
- 4 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書（第3条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類）を添付しなければならない。ただし、種豚の死亡（火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものを除く。）に係る通知については、この限りでない。
- 5 第3項の場合において、必要があると認めるときは、市は、死体の剖検をし、又は廃用に係る家畜のと殺若しくは法令の規定によると殺処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。また、第53条第1項に掲げるものを共済事故としない旨を共済加入者が申し出ているときは、市は、現地での確認が困難な場合は、火災にあっては出火の事実がわかる書類、気象上の原因による災害にあっては気象観測資料等を徴するものとし、伝染病にあっては家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があった場合を除き、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあった事実を確認するものとする。
- 6 市との間に第47条第5号の個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる家畜を他人に譲渡したとき、又はその家畜につき同条第12号の共済目的の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。
- 7 園芸施設共済に係る第135条第3項又は第4項の申出をした第134条第2項の園

芸施設共済加入者は、第3項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書（撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出しなければならない。

8 園芸施設共済に係る第135条第3項又は第4項の申出をした第134条第2項の園芸施設共済加入者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

9 前項の規定による通知は、第148条第3項の特定園芸施設撤去費用額又は同条第5項の園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済加入者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内にすることができないときは、当該1年が経過する前に市の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。

（損害認定）

第18条 市が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、省令第82条の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

（損害評価会の意見聴取）

第19条 市は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

（支払責任のない損害）

第20条 市は、第41条、第59条、第104条、第127条及び第151条に規定するもののほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害

(2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害（園芸施設共済事業に係る損害に限る。）

(3) 共済加入者又はその者の法定代理人（当該共済加入者以外の者で共済金を受けべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害（共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、故意によって生じた損害。）。

(4) 共済加入者と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が当該共済加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

（危険の減少）

第21条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発

生の可能性が著しく減少したときは、共済加入者は、市に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

（共済関係の無効の場合の効果）

第22条 市は、共済関係の無効若しくは失効の場合又は市が共済金の支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、共済加入者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

（第三者に対する権利の取得）

第23条 市は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより共済加入者が取得する債権（以下この条において「共済加入者の債権」という。）について当然に当該共済加入者に代位する。

(1) 市が支払った共済金の額

(2) 共済加入者の債権の額（前号に掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、共済加入者の債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、共済加入者は、共済加入者の債権のうち市が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る市の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第2節 農作物共済

（定義）

第24条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 類区分 法第136条第1項に規定する農作物共済の共済目的の種類をいう。

(2) 全相殺方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、省令第87条第1項第1号に規定する全相殺方式を選択するものをいう。

(3) 半相殺方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、省令第87条第1項第2号に規定する半相殺方式を選択するものをいう。

(4) 地域インデックス方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、省令第87条第1項第3号に規定する地域インデックス方式を選択するものをいう。

(5) 一筆方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、省令附則第8条第2項に規定する一筆方式を選択

するものをいう。

- (6) 災害収入共済方式による農作物共済 法第136条第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。
- (7) 農作物共済資格団体 法第20条第1項第1号に規定する農作物につき耕作の業務を営む者のみが構成員となっている農業共済資格団体をいう。
- (8) 全相殺方式資格者 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、乾燥調製施設における計量結果（麦にあっては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）又は青色申告書（省令第87条第3項の青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類により適正に確認できる者（農作物共済資格団体を含む。）をいう。
- (9) 災害収入共済方式資格者 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間に於いて法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者（農作物共済資格団体を含む。）又は農作物に係る収穫量及び品質が青色申告書及びその関係書類若しくは実測により適正に確認できる者（農作物共済資格団体を含む。）をいう。
- (10) 一筆半損特約 省令第87条第5項の一筆半損特約をいう。
- (11) 統計単位地域 省令第96条第1項の統計単位地域をいう。

（共済関係の成立）

第25条 農作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、次条第1項の農作物共済資格者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物（次に掲げる事由に該当する農作物を除く。）の全てを農作物共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

- (1) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
 - (2) 当該農作物に係る第34条の基準収穫量又は同条の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
 - (3) 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
 - (4) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。
- 2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。

- (1) 水稻 3月20日から5月7日まで
- (2) 麦 10月8日から11月8日まで

（農作物共済資格者）

第26条 市との間に農作物共済の共済関係を成立させることができる者は、農作物

共済の共済目的たる農作物につき耕作の業務を営む者（水稻及び麦の耕作面積の合計が10アール以上である者に限る。）で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（農作物共済資格団体にあっては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）（以下「農作物共済資格者」という。）とする。

- 2 市との間に農作物共済の共済関係の存する者（以下「農作物共済加入者」という。）が農作物共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（農作物共済の申込み）

第27条 農作物共済資格者が農作物共済の申込み（第25条第1項の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次の事項を記載した申込書を市に提出するものとする。

- (1) 農作物共済資格者の氏名及び住所（法人たる農作物共済資格者にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体たる農作物共済資格者にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
 - (2) 共済目的の種類、引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額（災害収入共済方式を選択する場合にあっては共済金額）
 - (3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期
 - (4) 全相殺方式を選択する場合にあっては、収穫量の確認方法
 - (5) 災害収入共済方式を選択する場合にあっては、収穫量、品質及び生産金額の確認方法並びにその申込みに係る農作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画
 - (6) 一筆半損特約を付するときはその旨
 - (7) 自動継続特約を付するときはその旨
 - (8) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 市は、農作物共済の申込みを受けたときは、当該農作物共済に係る共済責任期間の開始前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、不承諾の場合は当該共済責任期間の開始前まで、承諾の場合は共済掛金の納期限の前までに、これを農作物共済資格者に通知するものとする。この場合において、当該共済責任期間の開始時において不承諾の通知がされないときは、その開始時前までに承諾されたものとする。
- 3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第17条第1項第1号に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、農作物共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第28条 市は、農作物共済資格者から農作物共済の申込みがあった場合において、

共済目的の種類ごとに、その者の申込みに係る農作物が、その者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物でその申込みができるものの全てでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(共済関係成立時の書面交付)

第29条 市は、農作物共済に係る共済関係が成立したときは、共済掛金の納期限の前までに、農作物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) 市の名称
- (2) 農作物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 農作物共済加入者の属する危険段階（法第137条第1項に規定する危険段階をいう。以下同じ。）
- (7) 類区分、引受方式、補償割合、単位当たり共済金額（災害収入共済方式を除く。）、引受面積、一筆半損特約の有無及び自動継続特約の有無
- (8) 共済目的を特定するために必要な事項
- (9) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (10) 第17条第1項第1号、第2項及び第3項並びに第27条第3項の通知をすべき事項
- (11) 共済関係の成立年月日
- (12) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第30条 農作物共済の共済責任期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 水稻については、本田移植期（直播をする場合にあっては、発芽期）から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 麦については、発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

(引受方式の選択方法)

第31条 水稻及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類（麦にあっては、同欄に定める区分）につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類の全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、当該共済目的の種類の全部又は一部について地域インデックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを

選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあつては全相殺方式資格者、災害収入共済方式にあつては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		第 4 欄
水稲	第 1 区 分	1 類	一期作の水稲で、飼料用、 バイオ燃料用及び米粉用以 外の用途であるもの		全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式 及び一筆方式
		2 類	一期作の水稲で、飼料用及 びバイオ燃料用であるもの		全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式 及び一筆方式
		3 類	一期作の水稲で、米粉用で あるもの		全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式 及び一筆方式
	第 2 区 分	2 類	一期作の水稲で、飼料用及 びバイオ燃料用であるもの		全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式 及び一筆方式
		7 類	飼料用及びバイオ燃料用以 外の用途である水稲		地域インデックス方式
麦	小麦	第 1 区 分	1 類	秋期に播種する小麦	全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式 及び一筆方式
		第 2 区 分	3 類	田で耕作する小麦	地域インデックス方式
			4 類	畑で耕作する小麦	地域インデックス方式
	二条大 麦	第 1 区 分	5 類	秋期に播種する二条大麦	全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式 及び一筆方式
		第 2 区 分	7 類	田で耕作する二条大麦	地域インデックス方式
			8 類	畑で耕作する二条大麦	地域インデックス方式
	六条大 麦	第 1 区 分	9 類	秋期に播種する六条大麦	全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式 及び一筆方式
		第 2 区 分	10類	田で耕作する六条大麦	地域インデックス方式
			11類	畑で耕作する六条大麦	地域インデックス方式
	裸麦	第 1 区 分	12類	秋期に播種する裸麦	全相殺方式、半相殺方 式、災害収入共済方式

				及び一筆方式
	第2区分	13類	田で耕作する裸麦	地域インデックス方式
		14類	畑で耕作する裸麦	地域インデックス方式
その他の麦	第1区分	15類	秋期に播種するその他の麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式

(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)

第32条 農作物共済のうち水稻に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率（法第137条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 農作物共済のうち麦に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合（法第10条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

3 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算出される金額から更に当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

4 第5条第6項の規定は、前3項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第33条 農作物共済加入者は、農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次に掲げる期日までに市に納付しなければならない。

(1) 水稻 7月31日

(2) 麦 1月8日

(共済金額)

第34条 農作物共済の共済金額は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に定める式によって算定される金額とする。

全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式	共済金額 ＝基準収穫量×補償割合×単位当たり共済金額
災害収入共済方式	共済金額

	$= \text{基準生産金額の40\%以上共済限度額以下の金額の範囲内で農作物共済資格者が申し出た金額}$ 共済限度額 $= \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$
--	--

2 基準収穫量は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第90条の準則に従い、市が定めるものとする。

3 補償割合は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に掲げる割合から農作物共済資格者が選択するものとする。

引受方式	補償割合
全相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式	90%、80%、70%
半相殺方式	80%、70%、60%
一筆方式	70%、60%、50%

4 単位当たり共済金額は、類区分ごとに、省令第91条第1項の規定により農林水産大臣が定める2以上の金額から、農作物共済資格者が申し出た金額とする。

5 基準生産金額は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第94条の準則に従い、市が定める金額とする。

(共済掛金)

第35条 農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$

2 前項の共済掛金率は、危険段階ごとに規則で定める。

(自動継続特約の締結)

第36条 市は、農作物共済の申込みの承諾の際、農作物共済資格者からの申出により、翌年以降の年産の農作物について第25条第2項の申込期間が終了するまでに当該農作物共済資格者から農作物共済の申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該農作物共済の申込みがあったとする旨の特約（以下「農作物共済自動継続特約」という。）をすることができる。

2 市は、農作物共済自動継続特約を付した農作物共済について、申込期間が終了するまでに、前年産の共済関係の内容を示すとともに、当該農作物共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第37条 市長は、農作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを市に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容

を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないことができる。

2 市長は、類区分ごとに、毎年、第25条第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項の農作物共済掛金率等一覧表の記載事項を公示しなければならない。

3 農作物共済加入者は、いつでも、第1項の農作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第38条 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式又は一筆方式による農作物共済に係る共済金は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に定める式によって算定される金額とする。

全相殺方式	共済金（農作物共済加入者ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= \text{農作物共済加入者の基準収穫量} - \text{農作物共済加入者の収穫量}$ 支払開始減収量 $= \text{農作物共済加入者の基準収穫量} \times (1 - \text{補償割合})$
半相殺方式	共済金（農作物共済加入者ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= \text{耕地ごとの減収量の合計}$ 耕地ごとの減収量 $= \text{耕地別基準収穫量} - \text{耕地の収穫量}$ 支払開始減収量 $= \text{農作物共済加入者の基準収穫量} \times (1 - \text{補償割合})$
地域インデックス方式	共済金（農作物共済加入者ごと及び統計単位地域ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= (\text{基準統計単収} - \text{その年産の統計単収}) \times \text{耕作面積}$ 支払開始減収量

	$= \text{基準統計単収} \times \text{耕作面積} \times (1 - \text{補償割合})$ 基準統計単収 $= \text{過去一定年間における統計単収の平均}$ (注) 共済事故の発生していない者については、共済減収量はないものとする。
一筆方式	共済金（耕地ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= \text{耕地別基準収穫量} - \text{耕地の収穫量}$ 支払開始減収量 $= \text{耕地別基準収穫量} \times (1 - \text{補償割合})$

- 2 移植不能耕地がある場合における全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式における減収量は、実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量とする。
- 3 収穫量は、全相殺方式、半相殺方式又は一筆方式にあつては省令第82条の準則に従い認定されたものとする。
- 4 全相殺方式、半相殺方式又は地域インデックス方式において全損耕地（一筆半損特約をした共済関係にあつては、全損耕地及び半損耕地）がある場合における共済金は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 全損耕地がある場合（第3号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額とする。

共済金

$$= \text{全損耕地の共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$

全損耕地の共済減収量

$$= \text{全損耕地減収量の合計} - \text{支払開始減収量}$$

全損耕地減収量

$$= \text{全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、移植不能耕地にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量}$$

支払開始減収量

$$= \text{全損耕地の耕地別基準収穫量の合計} \times \text{全損耕地支払開始割合}$$

全損耕地支払開始割合

＝次の表の左欄に掲げる引受方式につき、同表の中欄の補償割合に応じ同表の右欄に定める割合

引受方式	補償割合	全損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	90%	30/100
	80%	40/100
	70%	50/100
半相殺方式	80%	30/100
	70%	40/100
	60%	50/100

- (2) 半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限り、次号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額とする。

共済金

＝半損耕地の共済減収量×単位当たり共済金額

半損耕地の共済減収量

＝半損耕地減収量の合計－支払開始減収量

半損耕地減収量

＝半損耕地の耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量を基礎として、農林水産大臣が定めるところにより算定される数量

支払開始減収量

＝半損耕地の耕地別基準収穫量の合計×半損耕地支払開始割合

半損耕地支払開始割合

＝次の表の左欄に掲げる引受方式につき、同表の中欄の補償割合に応じ同表の右欄に定める割合

引受方式	補償割合	半損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	90%	30/100
	80%	$50/100 - 20/100 \times 6/7$
	70%	$50/100 - 20/100 \times 5/7$
半相殺方式	80%	30/100
	70%	$50/100 - 20/100 \times 6/7$

	60%	$50/100 - 20/100 \times 5/7$
--	-----	------------------------------

- (3) 全損耕地及び半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限る。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、前2号の式によって算定される金額の合計額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額とする。

第39条 災害収入共済方式による農作物共済に係る共済金は、類区分ごとに、共済事故による農作物の減収又は品質の低下（省令第98条に定めるものに限る。）がある場合において、次の式によって算定される金額とする。

共済金（農作物共済加入者ごと） $= (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$

- 2 生産金額は、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、省令第82条の準則に従い認定された農作物の生産金額とする。

- 3 前項の生産金額は、全損耕地（一筆半損特約をした共済関係にあつては、全損耕地及び半損耕地）がある場合は、同項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全損耕地がある場合（第3号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、共済限度額から次の金額を差し引いて得た金額と前項の生産金額のいずれか小さい金額とする。

全損耕地の耕地別基準生産金額の総額に全損耕地補償割合を乗じて得た金額を基礎として、移植不能耕地がある場合にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額 全損耕地補償割合 $= \text{次の表の左欄に掲げる補償割合に応じ同表の右欄に定める割合}$

補償割合	全損耕地補償割合
90%	70%
80%	60%
70%	50%

- (2) 半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限る、次号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、共済限度額から次の式によって算定される金額を差し引いて得た金額と前項の生産金額のいずれか小さい金額とする。

$\text{半損耕地の耕地別基準生産金額の総額} \times \text{半損耕地補償割合} - \text{半損耕地生産金額の総額}$
--

半損耕地補償割合

＝次の表の左欄に掲げる補償割合に応じ同表の右欄に定める割合

半損耕地生産金額

＝半損耕地の耕地別基準生産金額の2分の1の金額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額

補償割合	半損耕地補償割合
90%	70/100
80%	$50/100 + 20/100 \times 6/7$
70%	$50/100 + 20/100 \times 5/7$

(3) 全損耕地及び半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限る。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、共済限度額から前2号の式によって算定される金額の合計額を差し引いて得た金額と前項に規定する金額のいずれか小さい金額とする。

4 耕地別基準生産金額は、農作物共済加入者ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、省令第99条第4項の準則に従い、市が定める金額とする。

（共済金額の削減）

第40条 市は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 農作物共済に係る第167条の不足金填補準備金の金額

(2) 農作物共済に係る第169条の特別積立金の金額

（共済金の支払の免責）

第41条 次に掲げる場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1) 農作物共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 農作物共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 農作物共済加入者が第17条第1項第1号、第2項又は第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 農作物共済加入者が正当な理由がないのに加入者負担共済掛金の納付を遅滞したとき。

(5) 農作物共済の申込みをした農作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第27条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

2 市は、法第136条第1項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、農作物共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 市は、農作物共済加入者が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

（告知義務違反による解除）

第42条 農作物共済資格者は、農作物共済の申込みの当時、農作物共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 市は、農作物共済加入者が、前項に基づき市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該農作物共済の共済関係を解除することができる。

3 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 農作物共済の申込みの承諾の当時において、市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 市のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（市のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、農作物共済加入者が第1項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、農作物共済加入者に対し、第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても農作物共済加入者が第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。農作物共済の申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

（共済掛金不払の場合の共済関係の解除）

第43条 農作物共済加入者が正当な理由がないのに第33条の規定による納付を遅滞したときは、市は、当該農作物共済の共済関係を解除するものとする。

（重大事由による解除）

第44条 市は、次に掲げる事由がある場合には、農作物共済の共済関係を解除する

ものとする。

- (1) 農作物共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 農作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の農作物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由
(解除の効力)

第45条 農作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第42条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第43条 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公表)

第46条 市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、共済減収量（災害収入共済方式にあっては生産金額の減少額及び減収量（省令第98条第2号に掲げる数量から同条第1号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。）、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第3節 家畜共済

第1款 通則

(定義)

第47条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 包括共済家畜区分 次号及び第3号の区分の総称をいう。
- (2) 包括共済家畜区分（死産） 省令第101条第1項に規定する区分をいう。
- (3) 包括共済家畜区分（病傷） 省令第101条第2項に規定する区分をいう。
- (4) 包括共済関係 第48条第1項の規定により成立する共済関係をいう。
- (5) 個別共済関係 第48条第2項又は第3項の規定により成立する共済関係をいう。
- (6) 搾乳牛 省令第101条第1項第1号の搾乳牛をいう。
- (7) 繁殖用雌牛 省令第101条第1項第2号の繁殖用雌牛をいう。
- (8) 育成乳牛 省令第101条第1項第3号の育成乳牛をいう。

- (9) 育成・肥育牛 省令第101条第1項第4号の育成・肥育牛をいう。
- (10) 乳用牛 省令第101条第2項第1号の乳用牛をいう。
- (11) 肉用牛 省令第101条第2項第2号の肉用牛をいう。
- (12) 共済目的の種類 法第144条第1項及び第2項の共済目的の種類をいう。

(共済関係の成立)

第48条 包括共済家畜区分に係る家畜共済の共済関係は、次条第1項の家畜共済資格者が、当該区分ごとに、その飼養する当該区分に属する家畜（第54条第1項又は第2項の規定による申出をしない家畜共済資格者については、死亡廃用共済にあつては子牛等、疾病傷害共済にあつては子牛を除く。）を一体として家畜共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 種雄牛に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、次条第1項の家畜共済資格者がその飼養する種雄牛（12歳以下のものに限る。）を家畜共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

3 包括共済家畜区分に属する家畜（子牛等を除く。以下この項において同じ。）であつて、次に掲げる事由があるもの（牛にあつては12歳以下のもの、種豚にあつては6歳以下のものに限る。）については、第1項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

(1) 市が当該家畜共済資格者からの第1項の規定による申込みにつき、第51条第1号の理由があるためその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなった場合を除く。）。

(2) 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき当該家畜共済資格者との間に個別共済関係が存していること。

4 個別共済関係に付された家畜が、牛にあつては13歳、種豚にあつては7歳に該当するに至ったときは、その2年以上前から引き続いて当該個別共済関係が存している場合を除いて、その該当することとなった時の属する共済掛金期間の満了の時に当該個別共済関係は消滅する。

(家畜共済資格者)

第49条 市との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、牛又は豚につき養畜の業務を営む者で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（以下「家畜共済資格者」という。）とする。

2 市との間に家畜共済の共済関係の存する者（以下「家畜共済加入者」という。）が家畜共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

(家畜共済の申込み)

第50条 家畜共済資格者が家畜共済の申込み（第48条の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項（同条第2項又は第3項の規

定による申込みにあつては、第4号から第6号までの事項を除く。)を記載した申込書を市に提出するものとする。

- (1) 家畜共済資格者の氏名及び住所（法人たる家畜共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 家畜共済の種類
- (3) 第48条第1項の規定による申込みにあつては包括共済家畜区分、同条第2項又は第3項の規定による申込みにあつては共済目的の種類
- (4) 包括共済関係にあつては申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るものの頭数
- (5) 包括共済関係にあつては申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るもののうち、疾病にかかり、又は傷害を受けているものの頭数
- (6) 死亡廃用共済の包括共済関係にあつては、包括共済家畜区分ごとに、共済掛金期間中に飼養すると見込まれる家畜の頭数
- (7) 申込みに係る家畜の飼養場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、共済目的を明らかにすべき事項

2 市は、家畜共済の申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを家畜共済資格者に通知するものとする。この場合において、第48条第2項又は第3項の規定による申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断を行うものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第1項第6号の頭数の変更並びに第17条第1項第2号及び同条第6項の規定による異動を除く。）が生じたときは、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

4 家畜共済加入者は、当該共済掛金期間の終了の日前に、次の共済掛金期間に係る継続加入通知書を市に提出するものとする。

5 前項の場合には、第1項（第5号を除く。）及び第3項の規定を準用する。
（申込みの承諾を拒む場合）

第51条 市は、家畜共済資格者から家畜共済の申込みを受けた場合において、その申込みにつき、包括共済関係にあつては第1号又は第2号、個別共済関係にあつては第3号から第5号までのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- (1) その申込みに係る家畜のうちに第3号から第5号までに掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を市の家畜共済の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- (2) 個体識別番号の利用、家畜共済資格者が記録する飼養、管理等の記録（帳簿等）の利用等の方法により家畜の飼養頭数を効率的に確認することについての

家畜共済資格者の協力を得られないこと。

(3) その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具若しくは悪癖の著しいもの又は第48条第2項若しくは第3項の年齢に適合しないものであること。

(4) その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。

(5) その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

(共済関係の消滅)

第52条 包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった家畜につき既に個別共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた個別共済関係は、消滅するものとする。

2 前項に規定する場合において、市は、消滅する家畜共済の共済関係に係る共済掛金及び家畜共済加入者が支払った賦課金のうち、まだ経過しない共済掛金期間に対応する部分の金額を日割で計算した金額を家畜共済加入者に返還するものとする。

(共済事故の一部除外)

第53条 市との間に包括共済家畜区分（死廃）に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分（死廃）ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分（死廃）	共済事故としないもの
搾乳牛及び育成乳牛	火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛及び種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 (1) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における

	る廃用
--	-----

- 2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に定める基準に適合するときに限り、することができる。

包括共済家畜区分（死廃）	基準
搾乳牛及び育成乳牛	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1) 当該共済掛金期間の開始の時ににおいて現に飼養する搾乳牛又は育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 (2) 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛及び種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

- 3 第1項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

（子牛等を共済目的とすることの申出）

第54条 市との間に育成乳牛又は育成・肥育牛に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、子牛等を共済目的とする旨の申出をすることができる。

- 2 市との間に乳用牛又は肉用牛に係る疾病傷害共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、子牛を共済目的とする旨の申出をすることができる。

- 3 前2項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、死亡廃用共済にあつては子牛等、疾病傷害共済にあつては子牛を共済目的とするものとする。

（共済責任の開始）

第55条 家畜共済に係る共済責任（次項に規定するものを除く。）は、市が家畜共済加入者から加入者負担共済掛金の納付（共済掛金の分割納付がされる場合にあつては、その第1回の納付）を受けた日の翌日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜であつて、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

- 2 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、市が家畜共済加入

者との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(共済関係成立時等の書面交付)

第56条 市は、家畜共済の共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき（最初の共済掛金期間が開始したときを除く。）は、遅滞なく、家畜共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した加入証を交付するものとする。

- (1) 市の名称
 - (2) 家畜共済加入者の氏名又は名称
 - (3) 死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別
 - (4) 第48条第1項の規定による申込みにあつては包括共済家畜区分及び子牛等の選択の有無、同条第2項又は第3項の規定による申込みにあつては共済目的の種類
 - (5) 死亡廃用共済にあつては、包括共済家畜区分ごとに、共済掛金期間中に飼養されることが見込まれる家畜の頭数
 - (6) 共済事故
 - (7) 共済掛金期間の始期及び終期
 - (8) 共済金額並びに死亡廃用共済にあつては付保割合及び共済金の支払限度額
 - (9) 家畜共済加入者の属する危険段階
 - (10) 共済目的を特定するために必要な事項
 - (11) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
 - (12) 第17条第1項第2号、第2項から第6項まで、第50条第3項及び第58条の通知等をすべき事項
 - (13) 共済関係の成立年月日
 - (14) 書面を作成した年月日
- 2 前項の書面には、市長が記名押印しなければならない。
- 3 家畜共済加入者は、当該家畜につき診療を受けようとするときは、第1項の加入証を提示しなければならない。

(共済掛金期間)

第57条 家畜共済に係る共済掛金期間は、1年とする。

- 2 市は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、家畜共済に係る共済掛金期間を1年未満とすることができる。
- 3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第55条第1項本文又は第2項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

(損害防止の指導)

第58条 次に掲げる場合には、家畜共済加入者は、あらかじめその旨を市に通知し、

損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。
- (2) 共済目的である家畜を放牧するとき。
- (3) 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。

2 次に掲げる場合には、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。
- (2) 共済目的である家畜が行方不明になったとき。

(共済金の支払の免責)

第59条 次に掲げる場合には、市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

- (1) 家畜共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 家畜共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 家畜共済加入者が第17条第1項第2号、第2項若しくは第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 家畜共済加入者が正当な理由がないのに加入者負担共済掛金の納付を遅滞したとき。
- (5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (6) 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
- (7) 家畜共済加入者又は家畜共済加入者同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によって損害を生じさせたとき。ただし、家畜共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを家畜共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (8) 家畜に係る共済責任の始まった日から2週間以内に当該家畜に共済事故が生じたとき。
- (9) 家畜共済加入者が、あらかじめ市の承諾を得ずに廃用に係る家畜をと殺し、又は譲り渡したとき。

(待期間からの除外等)

第60条 前条第8号の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、市は、共済金の

支払の責任を免れないものとする。

- (1) 当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以降に生じたものである場合
 - (2) 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであって、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものである場合
 - (3) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該家畜共済加入者の他の包括共済関係に付されていたものであって、当該他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなったことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合
 - (4) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであって、種雄牛となった後2週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合
 - (5) 当該共済事故に係る家畜が、その母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあっては、家畜共済加入者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であって、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該家畜共済加入者の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該家畜共済加入者の共済関係に付される2週間以上前から他の家畜共済加入者等（他の家畜共済加入者（他の市町村の家畜共済加入者を含む。）及び農業共済組合の組合員をいう。以下この項において同じ。）の共済関係に付されていた場合であって、当該他の家畜共済加入者等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該家畜共済加入者の共済関係に付されたものであるときを含む。）。
 - (6) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される2週間以上前から他の家畜共済加入者等に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の家畜共済加入者等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合
- 2 前条第9号の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、市は、共済金の支払の責任を免れないものとする。
- (1) 当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があったこと。
 - (2) 当該廃用に係る家畜が牛白血病又は伝達性海綿状脳症にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。

（共済関係の無効）

第61条 第48条第3項の規定による申込みの承諾の際、包括共済家畜区分に属する

家畜で同項各号に掲げる事由がないものに係る個別共済関係は、無効とする。

2 第48条第2項又は第3項の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。

(告知義務違反による解除)

第62条 家畜共済資格者は、家畜共済の申込みの際、家畜共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 市は、家畜共済加入者が、前項に基づき市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。

3 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 家畜共済の申込みの承諾の当時において、市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、家畜共済加入者が第1項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、家畜共済加入者に対し、第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても家畜共済加入者が第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。家畜共済の申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第63条 市は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

(1) 家畜共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 家畜共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の家畜共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第64条 家畜共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

(1) 第62条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第65条 個別共済関係に付された家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により当該個別共済関係に関し権利義務が承継された場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 第55条第2項に規定する場合であつて、第69条第1項又は第77条第1項の規定に違反したときは、当該家畜共済の共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3 第69条第4項又は第77条第4項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

4 第69条第5項又は第77条第5項に違反したときは、第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。

5 個別共済関係の共済目的である家畜（乳牛の雌を除く。）が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第66条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害を填補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 家畜共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があつた金額の限度においてのみ、市に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

(家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第67条 市長は、家畜共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを市に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないことができる。

2 市長は、前項の家畜共済掛金率等一覧表の記載事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。

3 家畜共済加入者は、いつでも、第1項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求め

ることができる。

第2款 死亡廃用共済

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第68条 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第74条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1（豚に係るものにあつては、5分の2）に相当する金額（その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

2 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける家畜共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額から更に当該家畜共済加入者に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第6項の規定は、前2項の納付について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第69条 死亡廃用共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、市は、改めて死亡廃用共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

3 家畜共済加入者は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。

5 市が第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であつた場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される加入者負担共済掛金の差額を市に納付しなければならない。

(加入者負担共済掛金の分納)

第70条 市は、死亡廃用共済の包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、前条第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金（同条第5項又は次条第2項の規定により納付すべき差額部分を除く。）を当該各号に定める回数に分割して納付することを認めることができる。

- (1) 共済掛金期間が1年（第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12箇月のものを含む。以下この節において同じ。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの加入者負担共済掛金の金額が30,000円以上である場合 4回
- (2) 市が第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であって、当該共済掛金期間が6箇月以上12箇月未満のものについて、当該包括共済関係に係る加入者負担共済掛金の金額が30,000円以上である場合 2回
- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、市の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 第1項第1号の規定により加入者負担共済掛金を4回に分割して納付することを認められた場合には、加入者負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。次項において同じ。）及び第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を4で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれ市に納付しなければならない。
- 4 第1項第2号の規定により加入者負担共済掛金を分割して納付することを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれ市に納付しなければならない。
- 5 前2項に規定する第2回目以降の納期限後2週間をもって猶予期間とする。

（死亡廃用共済の共済金額）

第71条 死亡廃用共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、共済価額の100分の20を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、家畜共済資格者が申し出た金額とする。

- 2 次条第1項ただし書の規定により共済価額を算定することとなる場合は、共済掛金期間の期末において、前項の共済金額に、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加え、再度算定した金額を共済金額とする。この場合において、これらの共済金額の差額から生じる加入者負担共済掛金の増額があるときは、家畜共済加入者は、市が当該共済金額の算定後において通知する期限までに、当該増額分を市に納付しなければならないものとし、当該減額があるときは、市は、遅滞なく、当該減額分を家畜共済加入者に返還するものとする。

（死亡廃用共済の共済価額）

第72条 死亡廃用共済の包括共済関係についての共済価額は、共済掛金期間ごとに、

省令第107条第1項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分（死廃）に属する家畜の価額の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、共済掛金期間中に飼養した当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分（死廃）に属する家畜の価額の合計金額が当該算定された金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

- 2 前項の家畜の価額は、次の表の左欄に掲げる家畜の区分に応じ、同表の右欄に定める金額とする。

搾乳牛、繁殖用雌牛及び種豚	共済掛金期間の開始の時（その時後に飼養することとなる家畜にあつては、その飼養することとなる時）における家畜の価額
育成乳牛及び育成・肥育牛（牛の胎児を除く。）	共済掛金期間の終了の時における家畜の価額（その時前に飼養しないこととなる家畜にあつては、省令第107条第2項第2号の規定により農林水産大臣が定める金額）
牛の胎児	省令第107条第2項第2号の規定により一定期間における牛の価格を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される牛の出生の日における価額に相当する金額

- 3 死亡廃用共済の個別共済関係についての共済価額は、当該個別共済関係に係る家畜の共済掛金期間の開始の時における価額とする。

（死亡廃用共済の共済価額及び共済金額の変更）

第73条 死亡廃用共済の共済価額について、第17条第1項第2号に掲げる異動が生じたことにより死亡廃用共済の包括共済関係に係る家畜の価額の合計金額に変更が生じたときは、市は、同条第1項本文の規定による通知を受けた後、遅滞なく、当該包括共済関係の共済価額を変更するものとする。

- 2 前項の規定により共済価額が変更された場合には、第1号に掲げる金額を共済金額とする。ただし、共済価額が増加した場合であつて、家畜共済加入者が前項の異動の日から2週間以内に同号に掲げる金額から第2号に掲げる金額までの範囲内の金額を申し出たときは、当該金額を共済金額とする。

(1) 変更後の共済価額に、変更前の第75条第1項の付保割合を乗じて得た金額

(2) 変更前の共済金額と、変更後の共済価額の100分の20に相当する金額のいずれか高い金額

- 3 家畜共済加入者は、前項の規定により共済金額が増額される場合は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割納付がされる場合にあつては、その第1回の納付に係るもの）を、第1項の異動の日から1箇月以内に支払わなければならない。

- 4 市は、第2項の規定により共済金額が減額される場合は、減額する共済金額に対する共済掛金のうち、まだ経過していない共済掛金期間に対するものを家畜共

済加入者に返還するものとする。

- 5 第1項の規定による共済価額の変更及び第2項の規定による共済金額の変更は、当該変更に係る第1項の異動の日からその効力を生ずる。

(共済掛金)

第74条 死亡廃用共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} \left(\text{共済掛金期間 (月数)} / 12 \right)$$

(注) 共済掛金期間 (月数) の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

- 2 前項の共済掛金率は、危険段階ごとに規則で定める。

(死亡廃用共済の共済金の支払額)

第75条 死亡廃用共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、死亡廃用共済の包括共済関係に係るものにあつては包括共済家畜区分(死廃)ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、死亡廃用共済の個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金

= 損害の額 × 付保割合

損害の額

= 共済事故に係る家畜の価額 - (肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額 + 補償金等)

付保割合

= 共済金額 / 共済価額

(注) 補償金等には、家畜伝染病予防法第58条第1項の規定により受けるべき手当金(以下この条において「手当金」という。)を含まない。

- 2 手当金を受取るべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用時の評価額が共済事故に係る家畜の価額の2分の1を超える場合において、前項の式により算出した共済金が次の式により算出した金額を超えるときは、前項本文の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を前項本文の死亡廃用共済に係る共済金とする。

共済金

= 共済事故に係る家畜の価額 - (肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額 + 補償金等 + 手当金)

- 3 死亡廃用共済の包括共済関係についての第1項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 搾乳牛、繁殖用雌牛及び種豚 共済掛金期間の開始の時(その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあつては、その付された時)における当該家畜の

価額

(2) 育成乳牛及び育成・肥育牛 共済事故が発生した時における当該家畜の価額
(牛の胎児にあつては、省令第107条第2項第2号に定める金額)

- 4 死亡廃用共済の個別共済関係についての第1項の家畜の価額は、共済掛金期間の開始の時における当該家畜の価額とする。
- 5 第1項及び第2項の肉皮等残存物及び家畜の廃用時の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用すべき方法により利用するとした場合における価額（これらの価額が当該家畜の価額の2分の1を超えるときは、当該価額の2分の1）とする。
- 6 第1項及び第2項の補償金等及び手当金は、家畜共済加入者の悪意又は重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなった場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。

第3款 疾病傷害共済

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第76条 疾病傷害共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第82条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1（豚に係るものにあつては、5分の2）に相当する金額（その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 疾病傷害共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける家畜共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額から更に当該家畜共済加入者に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。
- 3 第5条第6項の規定は、前2項の納付について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第77条 疾病傷害共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、市は、改めて疾病傷害共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。
- 3 家畜共済加入者は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。
- 5 市が第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の承諾をした場

合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される加入者負担共済掛金の差額を市に納付しなければならない。

（加入者負担共済掛金の分納）

第78条 市は、疾病傷害共済の包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、前条第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金（同条第5項により納付すべき差額部分を除く。）を当該各号に定める回数に分割して納付することを認めることができる。

(1) 共済掛金期間が1年（第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12箇月のものを含む。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの加入者負担共済掛金の金額が30,000円以上である場合 4回

(2) 市が第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であって、当該共済掛金期間が6箇月以上12箇月未満のものについて、当該包括共済関係に係る加入者負担共済掛金の金額が30,000円以上である場合 2回

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、市の定める書類を添付してしなければならない。

3 第1項第1号の規定により加入者負担共済掛金を4回に分割して納付することを認められた場合には、加入者負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。次項において同じ。）及び第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を4で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれ市に納付しなければならない。

4 第1項第2号の規定により加入者負担共済掛金を分割して納付することを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれ市に納付しなければならない。

5 前2項に規定する第2回目以降の納期限後2週間をもって猶予期間とする。

（疾病傷害共済の共済金額）

第79条 疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、支払限度額を超えない

範囲内において、共済掛金期間の開始の時までに家畜共済資格者が申し出た金額とする。

(疾病傷害共済の支払限度額)

第80条 疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時において家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分（病傷）に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時における価額（これらの金額が省令第109条の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあっては、当該金額）に、同条の支払限度率を乗じて得た金額とする。

(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)

第81条 家畜共済加入者は、次に掲げる異動が生じた場合において、当該異動の日から2週間以内に、支払限度額又は共済金額につき、それぞれ増額又は減額の申出をすることができる。

- (1) 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。
- (2) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

2 市は、前項第1号に掲げる異動に係る同項の申出があつたときは、支払限度額にあっては第1号、共済金額にあっては第2号に掲げる金額を増額するものとする。

- (1) 当該異動に係る家畜の当該異動の時における価額の合計額（その金額が省令第112条第2項第1号の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあっては、当該金額）に省令第109条の支払限度率を乗じて得た金額
- (2) 前号に掲げる金額に、変更前の共済金額の支払限度額に対する割合及びまだ経過していない共済掛金期間の割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で家畜共済加入者が申し出た金額

3 家畜共済加入者は、前項の規定により増額する共済金額に対する共済掛金（分割納付がされる場合にあっては、その第1回の納付に係るもの）を第1項の申出の日から2週間以内に支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該共済掛金が期限までに納付されたときに当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

4 市は、第1項第2号に掲げる異動に係る同項の申出があつたときは、支払限度額及び共済金額につき、変更後の共済金額がその時までに支払われた共済金（その時までに第17条第3項の規定により通知がされた損害に係る共済金であつて、その時後に支払われるものを含む。）の総額を下回らない範囲において、支払限度額にあっては第2項第1号、共済金額にあっては同項第2号に掲げる金額を減額するものとする。

- 5 前項の場合において、市は、前項の減額に係る共済掛金を家畜共済加入者に返還するものとし、当該共済金額の減額は、当該異動の日から効力を生ずるものとする。

(共済掛金)

第82条 疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} \left(\frac{\text{共済掛金期間 (月数)}}{12} \right)$ (注) 共済掛金期間 (月数) の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

- 2 前項の共済掛金率は、危険段階ごとに規則で定める。

(疾病傷害共済の共済金の支払額)

第83条 疾病傷害共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、疾病傷害共済の包括共済関係に係るものにあつては包括共済家畜区分 (病傷) ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、疾病傷害共済の個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金 $= \text{家畜共済加入者が負担すべき費用の内容に応じて省令第117条第1項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数} \times \text{同項の農林水産大臣が定める1点の価額} \times 90 / 100$

- 2 前項の共済金の額は、当該診療その他の行為によって家畜共済加入者が負担した費用の100分の90に相当する金額を限度とする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第84条 疾病傷害共済に付した家畜につき共済事故が発生した場合において、市又は連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、市は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

第4節 果樹共済

(定義)

第85条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 類区分 法第148条第1項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。
- (2) 全相殺減収方式による収穫共済 法第148条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令第119条第1項第1号に規定する全相殺減収方式を選択するものをいう。
- (3) 全相殺品質方式による収穫共済 法第148条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令第119条第1項第2号に規定する全相殺品

質方式を選択するものをいう。

- (4) 半相殺方式による収穫共済 法第148条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令第119条第1項第3号に規定する半相殺方式を選択するものをいう。
- (5) 地域インデックス方式による収穫共済 法第148条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令第119条第1項第4号に規定する地域インデックス方式を選択するものをいう。
- (6) 災害収入共済方式による収穫共済 法第148条第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。
- (7) 短縮方式による収穫共済 省令第137条第2項に規定する申出に係る共済関係をいう。
- (8) 特定危険方式による収穫共済 第90条の規定により共済事故の一部を共済事故としない旨の申出をした共済関係をいう。
- (9) 果樹共済資格団体 法第20条第1項第3号に規定する栽培の業務を行う者のみが構成員となっている農業共済資格団体をいう。
- (10) 全相殺減収方式資格者 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去5年間に於いて法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者（果樹共済資格団体を含む。この号及び次号において同じ。）又はその者が栽培する果樹に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者（果樹共済資格団体を含む。この号及び次号において同じ。）をいう。
- (11) 全相殺品質方式資格者又は災害収入共済方式資格者 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去5年間に於いて法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又はその者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者をいう。
- (12) 支払開始割合 第97条第3項の割合をいう。
- (13) 統計単位地域 省令第96条第1項の統計単位地域をいう。
- (14) 細区分 法第148条第5項の細区分をいう。

（共済関係の成立）

第86条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごとに、次条第1項の果樹共済資格者が申込期間内に現に栽培している収穫共済の共済目的たる果樹（次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する果樹を除く。）の全てを収穫共済に付することを申し込み、市がこれを承諾すること

によって成立するものとする。

(1) 類区分ごとの栽培面積が5アールに達しない果樹であること。

(2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

(3) 第97条第2項の標準収穫量又は同条第5項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

(4) 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

(5) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

2 前項の申込期間は、5月15日から5月31日までの期間とする。

3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の申込期間は、前項の規定にかかわらず、1月15日から2月15日までの期間とする。

(果樹共済資格者)

第87条 市との間に収穫共済の共済関係を成立させることができる者は、収穫共済の共済目的たる果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済の類区分ごとの栽培面積のいずれも5アール未満である者を除く。）で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（果樹共済資格団体にあっては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）（以下「果樹共済資格者」という。）とする。

2 市との間に果樹共済の共済関係の存する者（以下「果樹共済加入者」という。）が果樹共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(果樹共済の申込み)

第88条 果樹共済資格者が果樹共済の申込み（第86条第1項の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次の事項を記載した申込書を市に提出するものとする。

(1) 果樹共済資格者の氏名及び住所（法人たる果樹共済資格者にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる果樹共済資格者にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）

(2) 果樹共済の種類、共済目的の種類、引受方式、支払開始割合、付保割合（収穫共済にあっては共済金額の標準収穫金額に対する割合をいう。以下この節において同じ。）、補償割合及び防災施設の有無

(3) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数

(4) 既に法第98条第1項第5号の事故が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が生じている果樹がある場合にあってはその旨

(5) 全相殺減収方式による収穫共済、全相殺品質方式による収穫共済又は災害収入共済方式による収穫共済を選択する場合にあっては、その申込みに係る収穫

共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画並びに収穫量並びに品質及び生産金額（全相殺品質方式による収穫共済又は災害収入共済方式による収穫共済に限る。）の確認方法

(6) 自動継続特約を付する場合はその旨

(7) 前各号に掲げるもののほか、共済目的を明らかにすべき事項

2 市は、果樹共済の申込みを受けたときは、当該収穫共済に係る第92条各項に掲げる共済責任期間の開始の10日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを当該果樹共済資格者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第17条第1項第3号に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、果樹共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第89条 市は、果樹共済資格者から果樹共済の申込みがあった場合において、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している収穫共済の共済目的たる果樹で果樹共済の申込みができるものの全てでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

（共済事故の一部除外）

第90条 果樹共済資格者は、果樹共済の申込みと同時に、市に対し、半相殺方式による収穫共済の共済事故のうち次の各号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

(1) 暴風雨（農林水産大臣の定めるものに限る。以下同じ。）による果実の減収以外の共済事故

(2) 降ひょうによる果実の減収以外の共済事故

(3) 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故

(4) 暴風雨又は降ひょうによる果実の減収以外の共済事故

(5) 暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

2 前項の申出は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

(1) 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が30アール以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前5年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

(2) 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

（共済関係成立時の書面交付）

第91条 市は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、果樹共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) 市の名称
- (2) 果樹共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 果樹共済加入者の属する危険段階
- (7) 類区分、引受方式、支払開始割合、付保割合、補償割合、引受面積、防災施設の有無及び自動継続特約の有無
- (8) 共済目的を特定するために必要な事項
- (9) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (10) 第17条第1項第3号、第2項及び第3項並びに第88条第3項の通知をすべき事項
- (11) 共済関係の成立年月日
- (12) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第92条 収穫共済（短縮方式による収穫共済及び特定危険方式による収穫共済を除く。）の共済責任期間は、次の表の左欄に掲げる共済目的の種類に応じ、同表の右欄に定める期間とする。

共済目的の種類	共済責任期間
なし	花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

2 短縮方式による収穫共済及び特定危険方式による収穫共済の共済責任期間は、次の表の左欄に掲げる共済目的の種類に応じ、同表の右欄に定める期間とする。

共済目的の種類	共済責任期間
なし	発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(引受方式の選択方法)

第93条 果樹共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類全てについて地域インデックス方式及び災害収入共済方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、地域インデックス方式を選択するときは第2区分、当該共済目的の種類全部又は一部について災害収入共済方式を選択するときは第3区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式の

いずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺減収方式及び全相殺品質方式にあっては全相殺方式資格者、災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
なし	第1区分	1類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	晩生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
	第3区分	6類		災害収入共済方式

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第94条 収穫共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第98条の規定により算定した果樹共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該果樹共済加入者に係る共済金額に、当該果樹共済加入者に係る収穫基準共済掛金率（法第149条第1項の収穫共済に係る基準共済掛金率（特定危険方式に係る共済関係については、当該基準共済掛金率を基礎として省令附則第13条第2項に基づき算定される率）をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該2分の1に相当する金額及び当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第6項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第95条 第86条第1項の規定により市との間に収穫共済の共済関係（短縮方式による収穫共済及び特定危険方式による収穫共済を除く。）が成立した者は、収穫共済に係る加入者負担共済掛金を第1号に掲げる期日までに市に納付しなければならない。ただし、当該加入者負担共済掛金の金額が3万円以上の場合には、市は、果樹共済加入者の申請に基づき、第2号に掲げる期日までにその収穫共済に係る加入者負担共済掛金を納付することを認めることができる。

(1) 6月30日

(2) 11月30日

2 第86条第1項の規定により市との間に短縮方式による収穫共済又は特定危険方式による収穫共済の共済関係が成立した者は、当該収穫共済に係る加入者負担共済掛金を3月15日までに市に納付しなければならない。

(加入者負担共済掛金の分納)

第96条 市は、果樹共済（短縮方式による収穫共済及び特定危険方式による収穫共済を除く。）に係る加入者負担共済掛金について、当該加入者負担共済掛金の金額が3万円以上である場合には、前条第1項本文の規定にかかわらず、果樹共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を2回に分割して納付することを認めることができる。

2 果樹共済加入者は、前項の規定により2回に分割して納付することを認められた場合には、前条第1項第1号に掲げる期日までに加入者負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第86条第1項の規定により収穫共済の共済関係の成立した日の属する年の11月30日までにその残額に相当する金額をそれぞれ市に納付しなければならない。

（共済金額）

第97条 収穫共済の共済金額は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式	共済金額（果樹共済加入者ごと） ＝標準収穫金額の40％に相当する金額以上であって標準収穫金額に補償限度割合を乗じて得た金額以下の範囲内で果樹共済資格者が申し出た金額 標準収穫金額 ＝標準収穫量×果実の単位当たり価額（細区分を定めた類区分にあっては、細区分ごとの（標準収穫量×果実の単位当たり価額）の合計金額）
災害収入共済方式	共済金額（果樹共済加入者ごと） ＝基準生産金額の40％に相当する金額以上であって共済限度額以下の範囲内で果樹共済資格者が申し出た金額 共済限度額 ＝基準生産金額×補償割合

2 標準収穫量は、果樹共済資格者ごと及び類区分又は細区分ごとに、省令第122条の準則に従い、市が定める数量とする。

3 補償限度割合（災害収入共済方式を除く。）は、果樹共済資格者が選択した引受方式及び支払開始割合に応じ次の表に掲げるものとし、補償割合（災害収入共済方式に限る。）は、100分の60、100分の70又は100分の80のうちから果樹共済資格者が申し出たものとする。

引受方式	支払開始割合	補償限度割合
全相殺減収方式及び全相殺品質方式	20%	70%
	30%	60%

	40%	50%
半相殺方式	30%	70%
	40%	60%
	50%	50%
	20%	80%
半相殺方式（特定危険方式）	20%	80%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%

4 果実の単位当たり価額は、類区分又は細区分ごとに、法第148条第2項の規定により農林水産大臣が定める金額とする。

5 基準生産金額は、果樹共済資格者ごと及び共済目的の種類ごとの果実の生産金額を基礎として、市が定める金額とする。

（共済掛金）

第98条 果樹共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$

2 前項の共済掛金率は、危険段階ごとに規則で定める。

（自動継続特約の締結）

第99条 市は、果樹共済の申込みの承諾の際、当該果樹共済資格者からの申出により、翌年産以降の果樹について第86条第2項の申込期間が終了するまでに当該果樹共済資格者から解除の意思表示がないときにおいて当該果樹共済の申込みがあったものとする旨の特約（以下「果樹共済自動継続特約」という。）をすることができる。

2 市は、果樹共済自動継続特約を付した果樹共済について、申込期間が終了するまでに、前年産の共済関係の内容を示すとともに、当該果樹共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

（果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第100条 市長は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金率のうち果樹共済加入者が負担する部分の率、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを市に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないことができる。

2 市長は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第86条第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項の果樹共済掛金率等一覧表の記載事項を公示しなければならない。

- 3 果樹共済加入者は、いつでも、第1項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(収穫共済の共済金の支払額)

第101条 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式又は地域インデックス方式による収穫共済に係る共済金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

全相殺減収方式、 全相殺品質方式 及び半相殺方式	共済金（果樹共済加入者ごと） ＝共済金額×共済金支払率 共済金支払率 ＝次の表の左欄に掲げる支払開始割合に応じ同表の右欄に定める割合（以下この項において同じ。）
地域インデックス方式	共済金（統計単位地域ごと） ＝統計単位地域別共済金額×共済金支払率 統計単位地域別共済金額 ＝共済金額×統計単位地域ごとの標準収穫量／標準収穫量

支払開始割合	共済金支払率
10%	$10 / 9 \times \text{損害割合} - 1 / 9$
20%	$5 / 4 \times \text{損害割合} - 1 / 4$
30%	$10 / 7 \times \text{損害割合} - 3 / 7$
40%	$5 / 3 \times \text{損害割合} - 2 / 3$
50%	$2 \times \text{損害割合} - 1$

(注1) 細区分を定めない類区分に係る損害割合＝減収量／基準収穫量

(注2) 細区分を定めた類区分に係る損害割合

細区分ごとの（減収量×果実の単位当たり価額）の合計金額

＝

基準収穫金額（細区分ごとの（基準収穫量×果実の単位当たり価額）の合計金額）

- 2 減収量は、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に定める式によって算定する。

引受方式	減収量
全相殺減収方式及び全相殺品質方式	減収量（果樹共済加入者ごと） ＝果樹共済加入者の基準収穫量－果樹共済加入者の収穫量 果樹共済加入者の収穫量 ＝省令第82条の準則に従い認定された収穫量

半相殺方式	減収量（果樹共済加入者ごと） ＝果樹共済加入者の樹園地ごとの減収量の合計 樹園地ごとの減収量 ＝樹園地別基準収穫量－樹園地の収穫量 樹園地の収穫量 ＝省令第82条の準則に従い認定された樹園地の収穫量
地域インデックス方式	減収量（果樹共済加入者ごと及び統計単位地域ごと） ＝果樹共済加入者の統計単位地域ごとの基準収穫量－果樹共済加入者の統計単位地域ごとの収穫量 収穫量 ＝統計単収に樹園地の樹齢による単収差を加味した数量×樹園地の面積 （注）共済事故の発生していない者については、減収量はないものとする。

3 果樹共済加入者の基準収穫量、樹園地別基準収穫量及び統計単位地域ごとの基準収穫量は、省令第132条の準則に従い、標準収穫量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案して市が算定するものとする。

第102条 災害収入共済方式による収穫共済に係る共済金は、類区分ごとに、共済事故による果実の減収又は品質の低下（省令第133条において準用する省令第98条に定めるものに限る。）がある場合において、次の式によって算定される金額とする。

共済金（果樹共済加入者ごと） ＝（共済限度額－生産金額）×共済金額／共済限度額
--

2 生産金額は、果樹共済加入者ごと及び類区分ごとに、省令第82条の準則に従い認定された果実の生産金額とする。

（共済金額の削減）

第103条 市は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 果樹共済に係る第167条の不足金填補準備金の金額

(2) 果樹共済に係る第169条の特別積立金の金額

（共済金の支払の免責）

第104条 次に掲げる場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1) 果樹共済加入者が、第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 果樹共済加入者が、第14条の規定による指示に従わなかったとき。

- (3) 果樹共済加入者が、第17条第1項第3号、第2項又は第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 果樹共済の申込みをした果樹共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第88条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- 2 果樹共済加入者が、正当な理由がないのに第96条第2項の規定に違反して第2回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、市は、当該果樹共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。
- 3 市は、法第148条第1項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、果樹共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。
- 4 市は、果樹共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。
- （告知義務違反による解除）
- 第105条 果樹共済資格者は、果樹共済の申込みの当時、果樹共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。
- 2 市は、果樹共済加入者が、前項に基づき市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済の共済関係を解除することができる。
- 3 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
- (1) 果樹共済の申込みの承諾の当時において、市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
- (2) 共済媒介者が、果樹共済加入者が第1項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 共済媒介者が、果樹共済加入者に対し、第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても果樹共済加入者が第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

- 5 第2項の規定による解除権は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。果樹共済の申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第106条 果樹共済加入者が正当な理由がないのに第95条の規定による納付を遅滞したとき又は第96条第2項の規定に違反して第1回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、市は、当該収穫共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第107条 市は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 果樹共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 果樹共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の果樹共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第108条 果樹共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第105条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第106条 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公表)

第109条 市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、果樹共済加入者ごとに、共済金の支払額、減収量、生産金額の減少額又は損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第5節 畑作物共済

(定義)

第110条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 類区分 法第153条第1項に規定する共済目的の種類をいう。

- (2) 全相殺方式による畑作物共済 法第153条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令第140条第1項第1号の全相殺方式を選択するものをいう。
- (3) 半相殺方式による畑作物共済 法第153条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令第140条第1項第2号の半相殺方式を選択するものをいう。
- (4) 地域インデックス方式による畑作物共済 法第153条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令第140条第1項第3号の地域インデックス方式を選択するものをいう。
- (5) 一筆方式による畑作物共済 法第153条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、省令附則第17条第1項の一筆方式を選択するものをいう。
- (6) 畑作物共済資格団体 法第20条第1項第4号に規定する農作物につき栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (7) 全相殺方式資格者 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間に於いて法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者（畑作物共済資格団体を含む。）又は農作物に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者をいう。
- (8) 補償割合 第121条第3項の割合をいう。
- (9) 統計単位地域 省令第96条第1項の統計単位地域をいう。

（共済関係の成立）

第111条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、次条第1項の畑作物共済資格者が栽培を行う畑作物共済の共済目的たる農作物（次に掲げる事由に該当する農作物を除く。）の全てを畑作物共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

- (1) 類区分ごとの栽培面積が5アールに達しない農作物であること。
- (2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- (3) 当該農作物に係る第121条第2項の基準収穫量の適正な決定が困難であること。
- (4) 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- (5) 当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。
- (6) 当該農作物の作付けが兵庫県知事の指示する作付基準に適合しないこと。

2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。

(1) 大豆 5月27日から6月10日まで

(2) そば 8月1日から8月15日まで

(畑作物共済資格者)

第112条 市との間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、畑作物共済の共済目的たる農作物につき栽培の業務を営む者（当該農作物の類区分ごとの栽培面積のいずれも5アール未満である者を除く。）で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（畑作物共済資格団体にあっては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）（以下「畑作物共済資格者」という。）とする。

2 市との間に畑作物共済の共済関係の存する者（以下「畑作物共済加入者」という。）が畑作物共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(畑作物共済の申込み)

第113条 畑作物共済資格者が畑作物共済の申込み（第111条第1項の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申込書を市に提出するものとする。

(1) 畑作物共済資格者の氏名及び住所（法人たる畑作物共済資格者にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、畑作物共済資格団体たる畑作物共済資格者にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所。次号において同じ。）

(2) 共済目的の種類、引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額

(3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

(4) 第111条第1項第6号の作付基準に適合していることを明らかにする事項

(5) 全相殺方式を選択する場合にあっては、収穫量の確認方法

(6) 自動継続特約を付するときはその旨

(7) 前各号に掲げるもののほか、共済目的を明らかにすべき事項

2 市は、畑作物共済の申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る共済責任期間の開始時の10日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第17条第1項第4号に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、畑作物共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第114条 市は、畑作物共済資格者から畑作物共済の申込みがあった場合において、共済目的の種類ごとに、当該申込みに係る農作物が、その者が栽培を行う畑作物共済の共済目的たる農作物（第111条第1項各号に該当するものを除く。）の全て

でない場合は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(共済関係成立時の書面交付)

第115条 市は、畑作物共済の共済関係が成立したときは、遅滞なく、畑作物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) 市の名称
- (2) 畑作物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 畑作物共済加入者の属する危険段階
- (7) 類区分、引受方式、補償割合、単位当たり共済金額、引受面積及び自動継続特約の有無
- (8) 共済目的を特定するために必要な事項
- (9) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (10) 第17条第1項第4号、第2項及び第3項並びに第113条第3項の通知をすべき事項
- (11) 共済関係の成立年月日
- (12) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第116条 畑作物共済の共済責任期間は、発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間とする。

(引受方式の選択)

第117条 畑作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、地域インデックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあっては全相殺方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
大豆	第1区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式

			大豆	
		3 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		第 2 区分	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆
		7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	地域インデックス方式
	そば	第 1 区分	2 類	秋そば
第 2 区分		3 類	田で耕作するそば	地域インデックス方式
		4 類	畑で耕作するそば	地域インデックス方式

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第118条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第122条の規定により算定した畑作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に、当該畑作物共済加入者に係る畑作物基準共済掛金率（法第154条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける畑作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される金額から更に当該畑作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第6項の規定は、前2項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第119条 第111条第1項の規定により市との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る加入者負担共済掛金を次に掲げる期日までに市に納付しなければならない。

(1) 大豆 7月31日

(2) そば 9月30日

(加入者負担共済掛金の分納)

第120条 市は、畑作物共済に係る加入者負担共済掛金について、当該加入者負担共済掛金の金額が3万円以上である場合には、前条の規定にかかわらず、畑作物共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を2回に分割して納付することを認めることができる。

2 畑作物共済加入者は、前項の規定により2回に分割して納付することを認めら

れた場合には、前条各号に掲げる期日までに加入者負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第111条第1項の規定により畑作物共済の共済関係の成立した日の属する年の次に掲げる期日までにその残額に相当する金額を、それぞれ市に納付しなければならない。

(1) 大豆 9月30日

(2) そば 10月20日

(共済金額)

第121条 畑作物共済の共済金額は、類区分ごとに、次の式によって算定する金額とする。

全相殺方式、半相殺方式、 地域インデックス方式及 び一筆方式	共済金額（畑作物共済加入者ごと） ＝基準収穫量×補償割合×単位当たり共済金額
--------------------------------------	---

2 基準収穫量は、畑作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第143条の準則に従い、市が定めるものとする。

3 補償割合は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じて、同表の右欄に定める割合から畑作物共済資格者が選択するものとする。

引受方式	補償割合
全相殺方式（大豆）及び地 域インデックス方式	90%、80%、70%
全相殺方式（そば）及び半 相殺方式（大豆）	80%、70%、60%
一筆方式（大豆）	70%

4 単位当たり共済金額は、類区分ごとに、省令第144条第1項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額から、畑作物共済資格者が申し出た金額とする。

(共済掛金)

第122条 畑作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

共済掛金	＝ 共済金額×共済掛金率
------	--------------

2 前項の共済掛金率は、危険段階ごとに規則で定める。

(自動継続特約の締結)

第123条 市は、畑作物共済の申込みの承諾の際、当該畑作物共済資格者からの申出により、翌年以降について第111条第2項の申込期間が終了するまでに当該畑作物共済資格者から申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該畑作物共済の申込みがあったものとする旨の特約（以下「畑作物共済自動継続特約」という。）をすることができる。

- 2 市は、畑作物共済自動継続特約を付した畑作物共済について、申込期間が終了するまでに、前年産の共済関係の内容を示すとともに、当該畑作物共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第124条 市長は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち畑作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを市に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないことができる。

- 2 市長は、共済目的の種類ごとに、毎年、第111条第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項の畑作物共済掛金率等一覧表の記載事項を公示しなければならない。

- 3 畑作物共済加入者は、いつでも、第1項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第125条 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式又は一筆方式による畑作物共済に係る共済金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

全相殺方式	共済金（畑作物共済加入者ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= \text{畑作物共済加入者の基準収穫量} - \text{畑作物共済加入者の収穫量}$ 支払開始減収量 $= \text{畑作物共済加入者の基準収穫量} \times (1 - \text{補償割合})$
半相殺方式	共済金（畑作物共済加入者ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= \text{耕地ごとの減収量の合計}$ 耕地ごとの減収量 $= \text{耕地別基準収穫量} - \text{耕地の収穫量}$ 支払開始減収量 $= \text{畑作物共済加入者の基準収穫量} \times (1 - \text{補償割合})$

地域インデックス方式	共済金（畑作物共済加入者ごと及び統計単位地域ごと） ＝共済減収量×単位当たり共済金額 共済減収量 ＝減収量－支払開始減収量 減収量 ＝（基準統計単収－その年産の統計単収）×耕作面積 支払開始減収量 ＝基準統計単収×耕作面積×（１－補償割合） 基準統計単収 ＝過去一定年間における統計単収の平均 （注）共済事故の発生していない者については、共済減収量はないものとする。
一筆方式	共済金（耕地ごと） ＝共済減収量×単位当たり共済金額 共済減収量 ＝減収量－支払開始減収量 減収量 ＝耕地別基準収穫量－耕地の収穫量 支払開始減収量 ＝耕地別基準収穫量×（１－補償割合）

2 収穫量は、全相殺方式、半相殺方式又は一筆方式にあつては省令第82条の準則に従い認定されたものとする。

3 減収量は、全相殺方式又は半相殺方式において、発芽期若しくは移植期において共済事故により発芽しなかった耕地がある場合又は移植できなかった耕地がある場合には、第1項の表の式により算定された数量に、実損害を勘案して農林水産大臣が定める一定の調整を加えて市が算定するものとする。

（共済金額の削減）

第126条 市は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 畑作物共済に係る第167条の不足金填補準備金の金額

(2) 畑作物共済に係る第169条の特別積立金の金額

（共済金の支払の免責）

第127条 次に掲げる場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1) 畑作物共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。

- (2) 畑作物共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。
 - (3) 畑作物共済加入者が第17条第1項第4号、第2項又は第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (4) 畑作物共済の申込みをした畑作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第113条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- 2 市は、法第153条第1項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、畑作物共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果、通常生ずべき損失の額については、当該畑作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。
- 3 市は、畑作物共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該畑作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。
- 4 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに第120条第2項の規定に違反して第2回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第1項の規定にかかわらず、市は、当該畑作物共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。

（告知義務違反による解除）

第128条 畑作物共済資格者は、畑作物共済の申込みの当時、畑作物共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 市は、畑作物共済加入者が、前項に基づき市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。
- 3 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
- (1) 畑作物共済の申込みの承諾の当時において、市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (2) 共済媒介者が、畑作物共済加入者が第1項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、畑作物共済加入者に対し、第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなか

ったとしても畑作物共済加入者が第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

- 5 第2項の規定による解除権は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。畑作物共済の申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第129条 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに第119条の規定による納付を遅滞したとき又は第120条第2項の規定に違反して第1回目の畑作物共済加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、市は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第130条 市は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

- (1) 畑作物共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 畑作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の畑作物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第131条 畑作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第128条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第129条 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公表)

第132条 市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、畑作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第6節 園芸施設共済

(共済関係の成立)

第133条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、次条第1項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し、又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付

することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

- 2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける園芸施設共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）の全てを園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって成立するものとする。

- (1) 共済価額が、小損害不填補の基準金額（第144条の規定により申し出た金額をいう。以下同じ。）以下であること。
- (2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- (3) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- (4) 当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

（園芸施設共済資格者）

第134条 市との間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者（その者が所有し、又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が2アール未満である者を除く。以下「園芸施設共済資格者」という。）とする。

- (1) 特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むものであること。
- (2) 第2条に規定する区域内に住所を有すること。

- 2 市との間に園芸施設共済の共済関係の存する者（以下「園芸施設共済加入者」という。）が園芸施設共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（園芸施設共済の申込み）

第135条 園芸施設共済資格者が園芸施設共済の申込み（第133条第1項の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申込書を市に提出しなければならない。この場合において、園芸施設共済資格者は、附帯施設又は施設内農作物について共済目的とする旨の申出をすることができる。

- (1) 園芸施設共済資格者の氏名及び住所（法人たる園芸施設共済資格者にあっては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間
- (3) 附帯施設の種類及び経過年数
- (4) 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間
- (5) 小損害不填補の基準金額
- (6) 自動継続特約を付する場合はその旨

(7) 前各号に掲げるもののほか、共済目的を明らかにすべき事項

- 2 前項後段の規定による申出をする場合において、園芸施設共済資格者は、当該申込みに係る共済関係のうち、附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることができるもの（その特定園芸施設に係る附帯施設又は施設内農作物が、共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されるもの又は通常の管理が行われず、若しくは行われぬおそれがあるものである共済関係を除く。）の全てについて、当該申出をしなければならない。
- 3 園芸施設共済資格者は、園芸施設共済の申込みと同時に、市に対し、第143条第3項の撤去費用基準額を加えて得た金額により共済価額を設定する旨の申出をすることができる。
- 4 園芸施設共済資格者は、園芸施設共済の申込みと同時に、市に対し、第143条第4項の復旧費用基準額を加えて得た金額により共済価額を設定する旨の申出をすることができる。
- 5 市は、園芸施設共済の申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを園芸施設共済資格者に通知するものとする。
- 6 第1項の申込書に記載した事項に変更（第17条第1項第5号に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、園芸施設共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第136条 市は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から園芸施設共済の申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第133条第2項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付された特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

（共済事故の一部除外）

第137条 園芸施設共済資格者は、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済の全てについて園芸施設共済の申込みと同時に、市に対し、園芸施設共済の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するときに限り、することができる。
 - (1) 前項の申出をした者が所有し、又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
 - (2) 前項の申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備さ

れ、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

(共済関係成立時の書面交付)

第138条 市は、園芸施設共済の共済関係が成立したときは、遅滞なく、園芸施設共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) 市の名称
- (2) 園芸施設共済加入者の氏名又は名称
- (3) 特定園芸施設、所在地及び設置面積
- (4) 共済事故
- (5) 共済責任期間の始期及び終期
- (6) 被覆期間
- (7) 小損害不填補の基準金額
- (8) 共済金額
- (9) 園芸施設共済加入者の属する危険段階
- (10) 付保割合、附帯施設の有無（附帯施設がある場合は、その種類）、特定園芸施設撤去費用の有無、園芸施設復旧費用の有無、施設内農作物の有無（施設内農作物がある場合はその種類）及び自動継続特約の有無
- (11) 共済目的を特定するために必要な事項
- (12) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (13) 第17条第1項第5号、第2項、第3項及び第8項並びに第135条第6項の通知をすべき事項
- (14) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る復旧計画書、領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法
- (15) 共済関係の成立年月日
- (16) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第139条 園芸施設共済の共済責任期間は、市が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金の納付（共済掛金の分割納付がされる場合にあっては、その第1回の納付）を受けた日の翌日から1年間とする。

2 次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、その開始している共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）の翌日から1年間とする。

- (1) 市が、その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る園芸施設共済加入者から、終了日の1箇月前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする共済関係に係る加入者負担共済掛金の納付を受けた場合

(2) 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての共済責任期間と、気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての共済責任期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済において、その先に開始するいずれかの特定園芸施設に係る共済責任期間の終了日の10日前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の納付を受けた場合

3 市は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前2項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る園芸施設共済加入者との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を1箇月以上1年未満（第1号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあっては、1年未満）とすることができる。

(1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

(2) 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第140条 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第145条の規定により算定した園芸施設共済加入者が納付すべき共済掛金から、その2分の1に相当する金額（その金額が法第15条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあっては、その農林水産大臣の定める金額）（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第4項の規定は、前項の納付について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第141条 園芸施設共済の申込みをした者は、第135条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。

2 園芸施設共済加入者は、特定園芸施設の被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された場合は、第17条第1項第5号の通知の日から起算して2週間以内に、当該被覆期間の変更に伴い増額された加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。

3 市は、特定園芸施設の被覆期間の変更に伴い共済掛金が減額された場合は、当該被覆期間の変更に伴い減額された加入者負担共済掛金を、遅滞なく、園芸施設共済加入者に返還するものとする。

4 第1項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、市は、改めて園芸施設共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

(加入者負担共済掛金の分納)

第142条 市は、園芸施設共済（共済責任期間が1年間であるものに限る。）に係る加入者負担共済掛金について、当該加入者負担共済掛金の金額の合計額が3万円以上である場合には、前条第1項の規定にかかわらず、園芸施設共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を2回に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、市の定める書類を添付してしなければならない。

3 園芸施設共済加入者は、第1項の規定により2回に分割して納付することを認められた場合には、第135条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日から起算して6箇月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれ市に納付しなければならない。

（共済金額）

第143条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設（第3条第5項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。）ごとに、共済価額の100分の40を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第147条第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の金額のうちから園芸施設共済資格者が選択した金額とする。

2 前項の共済価額は、省令第156条第1項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、市が定める金額とする。

3 第135条第3項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、省令第156条第2項第1号の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。

4 第135条第4項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された金額に、省令第156条第2項第2号に掲げる金額（以下「復旧費用基準額」という。）を加えた金額とする。

（小損害不填補の基準金額）

第144条 園芸施設共済資格者は、共済金の支払条件に係る損害の額を、次に掲げる金額から申し出るものとする。この場合において、当該園芸施設共済資格者の申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。

(1) 30,000円（共済価額の20分の1に相当する金額が30,000円に満たないときは、当該相当する金額）

(2) 100,000円

(3) 200,000円

(共済掛金)

第145条 園芸施設共済の共済掛金は、共済関係ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} (\text{共済責任期間 (月数)} / 12)$ (注) 共済責任期間 (月数) の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。
--

2 前項の共済掛金率は、危険段階ごとに規則で定める。

(自動継続特約の締結)

第146条 市は、園芸施設共済の申込みの承諾の際、園芸施設共済資格者からの申出により、翌年以降において共済責任期間が終了するまでに園芸施設共済の申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該園芸施設共済の申込みがあったとする旨の特約(以下「園芸施設共済自動継続特約」という。)をすることができる。

2 市は、園芸施設共済自動継続特約を付した園芸施設共済について、共済責任期間が終了するまでに、前年の共済関係の内容を示すとともに、当該園芸施設共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第147条 市長は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないことができる。

2 市長は、前項の園芸施設共済掛金率等一覧表の記載事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。

3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第148条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって園芸施設共済加入者が被る損害の額が小損害不填補の基準金額を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額にそれぞれ共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から、共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

(1) 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算

定の基礎となったもの

(2) 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

(3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であつて、第17条第8項の規定による通知に際して、同条第9項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 特定園芸施設撤去費用額が1,000,000円を超える場合

(2) 特定園芸施設撤去費用額に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が100分の50（省令第157条第5号の表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、100分の35）を超える場合

4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、省令第160条第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第17条第8項の規定による通知に際して、同条第9項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時点における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることを市が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。

8 同一の共済目的について保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済関係（次項において「保険契約等」という。）が存する場合であっても、園芸施設共済に係る共済金は、前7項の規定により算出した金額とする。

- 9 前項の規定により支払うこととなる園芸施設共済に係る共済金と他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、損害の額（他の保険契約等において算出された損害の額が園芸施設共済において算出された損害の額と異なるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額。以下この項において同じ。）を超える場合は、園芸施設共済に係る共済金は、前項の規定にかかわらず、損害の額から他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた金額とする。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した共済金に相当する金額を限度とする。

（共済金額の削減）

第149条 市は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 園芸施設共済に係る第167条の不足金填補準備金の金額
- (2) 園芸施設共済に係る第169条の特別積立金の金額

- 2 前項の規定による共済金額の削減は、当該会計年度中に支払の事由が生じた共済金額の全てについて行うものとする。

第150条 市は、決算において共済金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができる。

（共済金の支払の免責）

第151条 次に掲げる場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

- (1) 園芸施設共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。
 - (2) 園芸施設共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。
 - (3) 園芸施設共済加入者が第17条第1項第5号、第2項、第3項又は第8項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (4) 園芸施設共済の申込みをした園芸施設共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第135条第1項第2号から第4号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
 - (5) 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに第141条第2項の規定に違反して、被覆期間の変更に伴い増額された加入者負担共済掛金の納付を遅延したとき。
- 2 市は、園芸施設共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該園芸施設共済加入者に対して

共済金の支払の義務を有しない。

- 3 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに第142条第3項の規定に違反して第2回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第1項の規定にかかわらず、市は、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

(支払責任のない損害)

第152条 市は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

(告知義務違反による解除)

第153条 園芸施設共済資格者は、園芸施設共済の申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 市は、園芸施設共済加入者が、前項に基づき市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

- 3 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

- (1) 園芸施設共済の申込みの承諾の当時において、市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

- (2) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者が第1項の事実の告知をすることを妨げたとき。

- (3) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者に対し、第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても園芸施設共済加入者が第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

- 5 第2項の規定による解除権は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。園芸施設共済の申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第154条 市は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済の共済関係を解除するものとする。

- (1) 園芸施設共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

- (2) 園芸施設共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について

詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の園芸施設共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第155条 園芸施設共済の共済関係の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

- 2 市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第153条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第156条 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第157条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害を填補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

- 2 園芸施設共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、市に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

(共済金支払額等の通知)

第158条 市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該園芸施設共済加入者に共済金の支払額、第148条第1項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

第3章 財務

(地方公営企業法の適用)

第159条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定に基づき、市の行う共済事業に同条第2項の財務規定等を適用する。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第160条 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により共済事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第161条 地方公営企業法第34条の2ただし書の規定に基づき、共済事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第162条 共済事業の業務に関し、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第163条 市長は、共済事業に関し、地方公営企業法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の実施方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共済事業の実施状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(勘定区分)

第164条 市の共済事業に係る特別会計は、次の勘定に区分して経理する。

- (1) 農作物共済に関する勘定
- (2) 家畜共済に関する勘定

- (3) 果樹共済に関する勘定
- (4) 畑作物共済に関する勘定
- (5) 園芸施設共済に関する勘定
- (6) 業務の執行に要する経費に関する勘定

(支払備金の積立て)

第165条 市は、毎会計年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

- (1) 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合であつて、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額
- (2) 共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額

(責任準備金の積立て)

第166条 市は、毎会計年度の終わりにおいて、責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌会計年度にわたる共済関係について、それぞれ次に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から連合会に支払う保険料の額及び共済金の概算払の額（連合会から保険金の仮渡しを受けた場合にあつては、当該概算払の額から保険金の仮渡額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額
- (2) 家畜共済又は園芸施設共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

2 前項第2号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割でこれを計算する。

(不足金填補準備金の積立て)

第167条 市は、不足金填補準備金として、第164条第1号から第5号までに掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎会計年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を積み立てるものとする。

(不足金填補準備金の共済金支払への充当)

第168条 市は、第164条第1号から第5号までに掲げる勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充てるものとする。

(特別積立金の積立て)

第169条 市は、特別積立金として、第164条第1号から第5号までに掲げる勘定ご

とに、毎会計年度の剰余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

(特別積立金の取崩し)

第170条 市は、第164条第1号から第5号までに掲げる勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

2 市は、第164条第1号から第5号までに掲げる勘定ごとに、毎会計年度、共済金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であつて、当該勘定の不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足金を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を当該不足金の填補に充てることができるものとする。

3 市は、議会の議決を経て、特別積立金を法第126条後段の費用並びに法第127条及び法第128条第1項の施設（損害防止のため必要な施設に限る。）を設置するのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。

第4章 損害評価会

(設置)

第171条 市に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第172条 損害評価会は、前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命した委員46人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第173条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(会長)

第174条 損害評価会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(部会)

第175条 損害評価会に農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会及び園芸施設共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(会議)

第176条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が損害評価会に諮って定める。

第5章 雑則

(新規開田地等についての特例)

第177条 昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地又はその日において現に耕地である土地であって、その日前3年間に於いて水稻の耕作が行われたことのないもの（以下「新規開田地等」という。）において行う水稻の耕作は、第26条第1項の規定の適用については、その耕作を行う者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、兵庫県知事が、その者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき次に掲げる事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行う水稻の耕作については、この限りでない。

- (1) 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された新規開田地等（昭和44年3月31日以前にその造成が完了したものを除く。）において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (2) 米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稻の耕作を行わなかったことにより法附則第2条第1項第2号の耕地に該当することとなった耕地において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (3) 水稻の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業の用に供されることとなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (4) 水稻の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他のやむを得ない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供しないこととなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。
- 2 第25条第1項の場合において、この規定により市との間に農作物共済の共済関

係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうちに新規開田地等（前項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。以下この項において同じ。）において耕作されるものがあるときは、当該水稻については、その者と市との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

（農業経営収入保険に移行する者の加入者負担共済掛金及び賦課金の返還）

第178条 共済加入者は、農業経営収入保険に加入しようとするときは、共済関係を解除することができる。この場合において、当該解除の日（個人にあっては12月31日、法人にあっては事業年度開始日の前日）の翌日以後に共済責任期間（家畜共済にあっては共済掛金期間）が終了するものの加入者負担共済掛金については、市は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあってはその全額、家畜共済及び園芸施設共済にあっては共済責任期間の未経過部分に相当する金額を日割で計算した金額を共済加入者に返還するものとする。

2 前項の場合は、市は、共済加入者が支払った賦課金を、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあっては月割、家畜共済及び園芸施設共済にあっては日割で計算した金額を共済加入者に返還するものとする。

（委任）

第179条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市農業共済条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成30年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、この条例による改正前の豊岡市農業共済条例（以下「旧条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第1条中「農業災害補償法」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）による改正前の農業災害補償法」とする。

3 新条例の規定中農作物共済及び畑作物共済の一筆方式（省令附則第8条第2項及び第17条第2項に規定する一筆方式をいう。）に係る規定は、平成33年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。

4 平成32年1月1日前に開始する家畜共済の共済掛金期間についての新条例第83条の規定の適用については、同条第1項表中「費用」とあるのは「費用（初診料

を除く。)」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、同条第2項中「100分の90に相当する金額」とあるのは「金額」とする。

- 5 新条例の規定中特定危険方式（省令附則第13条第1項に規定する特定危険方式をいう。）による収獲共済に係る規定は、平成33年以前の年産の果実に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 6 新条例第40条、第103条、第126条及び第149条の規定は、平成34年度から適用するものとし、同年度前の会計年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。
- 7 新条例第164条の規定は、平成31年度に係る経理から適用し、同年度前の会計年度に係る経理については、なお従前の例による。
- 8 新条例第167条の規定は、平成34年度に係る不足金填補準備金の積立てから適用することとし、平成31年度から平成33年度までに係る不足金填補準備金については、新条例第164条第1号に掲げる勘定にあつては共済目的の種類ごと、同条第2号、第3号及び第5号に掲げる勘定にあつては当該勘定ごと、同条第4号に掲げる勘定にあつては農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第19条第1項第4号に規定する畑作物区分ごとに、当該勘定に係る毎年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を積み立てるものとし、平成30年度に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。
- 9 新条例第168条の規定は、平成34年度に係る不足金填補準備金の共済金支払への充当から適用し、同年度前の会計年度に係る不足金填補準備金の共済金支払への充当については、なお従前の例による。
- 10 新条例第169条及び第170条の規定は、平成34年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しから適用し、同年度前の会計年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、旧条例第168条第6項に係るものを除き、なお従前の例による。

豊岡市農業共済条例案要綱

- 1 趣旨
市が農業保険法に基づいて行う共済事業に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、条例の定めによること。(第1条関係)
- 2 実施区域
共済事業の実施区域は、市の区域とすること。(第2条関係)
- 3 共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故
市は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済を行うものとし、共済事故によって生じた損害について、共済加入者に対して共済金を交付するものとする。(第3条関係)
- 4 共済掛金の納付義務
共済加入者は、共済掛金のうちその者の負担に係る部分の金額を市に納付しなければならないこと。(第4条関係)
- 5 事務費の賦課
市は、市が共済事業を行うため必要とする事務費等を共済加入者に対して、会計年度ごとに賦課すること。(第5条関係)
- 6 督促及び延滞金
加入者負担共済掛金又は賦課金についての督促及び延滞金の徴収等に関しては、豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例の定めるところによること。(第6条関係)
- 7 加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効
加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行なわないときは、時効によって消滅すること。(第7条関係)
- 8 共済掛金及び賦課金の相殺の制限
共済加入者は、市に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について相殺をもって市に対抗することができないこと。(第8条関係)
- 9 共済金の額の下限
市が共済加入者に対して支払う共済金の額は、市が兵庫県農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)から支払を受けた保険金の額を下回らないものとする。(第9条関係)
- 10 共済金の支払時期
市は、特別の事由がある場合を除いて、連合会から保険金の支払を受けた日から10日以内に共済金を支払うものとする。(第10条関係)
- 11 共済関係の存続

共済加入者が、住所を移転したことにより共済資格者でなくなった場合であっても、移転前に市の承諾を受けていたときは、当該共済関係は存続するものとする。こと。(第11条関係)

12 共済関係に関する権利義務の承継

共済目的の譲受人は、市の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継できることとし、その際に必要な手続を定めること。(第12条関係)

13 損害防止の義務等

共済加入者は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならないこと。また、市は、共済加入者を指導することができること。(第13条関係)

14 損害防止の処置の指示

市は、共済加入者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができること。(第14条関係)

15 損害防止施設

市は、損害防止のため必要な施設を設置することができること。(第15条関係)

16 調査

市は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができること。(第16条関係)

17 通知義務

共済加入者は、共済事故が発生したとき、共済目的に共済事業の種類ごとに定める異動が生じたとき等は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならないこと。(第17条関係)

18 損害認定

市が支払う共済金に係る損害の額の認定は、農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。こと。(第18条関係)

19 損害評価会の意見聴取

市は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。こと。(第19条関係)

20 支払責任のない損害

市は、戦争その他の変乱によって生じた損害、共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害等については、共済金を支払う責めに任じないものとする。こと。(第20条関係)

21 危険の減少

共済加入者は、共済関係の成立後に填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、市に対し、共済掛金の一部について減額を請求することができる。こと。(第21条関係)

22 共済関係の無効の場合の効果

市は、共済関係の無効若しくは失効の場合又は市が共済金の支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しないこと。(第22条関係)

23 第三者に対する権利の取得

市は、共済事故による損害が生じたことにより共済加入者が取得する債権について当然に共済加入者に属する権利を行使することができること。(第23条関係)

24 農作物共済に係る定義

農作物共済に係る必要な用語の定義を定めること。(第24条関係)

25 農作物共済に係る共済関係の成立

農作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、農作物共済資格者が耕作を行う共済目的たる農作物の全てを農作物共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することにより成立するものとする。(第25条関係)

26 農作物共済資格者

農作物共済資格者は、農作物共済の共済目的たる農作物につき耕作の業務を営む者で、市に住所を有する者とする。(第26条関係)

27 農作物共済の申込み等

農作物共済資格者の農作物共済の申込み手続及び市の当該申込みに係る承諾の決定等について定めること。(第27条、第28条関係)

28 農作物共済に係る共済関係成立時の書面交付

市は、農作物共済に係る共済関係が成立したときは、当該共済事項を記載した書面を農作物共済加入者に交付するものとする。(第29条関係)

29 農作物共済に係る共済責任期間

農作物共済の共済責任期間は、水稻にあつては本田移植期から収穫をするまでの期間とし、麦にあつては発芽期から収穫をするまでの期間とする。(第30条関係)

30 農作物共済に係る引受方式の選択方法

農作物共済加入者は、水稻及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、共済目的の種類につき農作物の品種、栽培方法等の区分ごとに、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、災害収入方式及び地域インデックス方式から選択するものとする。(第31条関係)

31 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法

農作物共済のうち水稻に係る加入者負担共済掛金の金額にあつては、農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から共済金額に農作物基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額等を差し引いて得た金額とし、麦に係る加入者

負担共済掛金の金額にあつては、農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から共済金額に農作物基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とすること。また、加入者負担共済掛金は、納入告知書により徴収すること。(第32条関係)

32 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の納期限

農作物共済加入者は、水稻にあつては7月31日までに、麦にあつては1月8日までに加入者負担共済掛金を市に納付しなければならないこと。(第33条関係)

33 農作物共済に係る共済金額

農作物共済の共済金額は、類区分ごとに、引受方式に応じ、基準収穫量に補償割合及び単位当たり共済金額を乗じて算定される金額等とすること。(第34条関係)

34 農作物共済に係る共済掛金

農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、共済金額に共済掛金率を乗じて算定する金額とすること。また、共済掛金率は危険段階ごとに規則で定めること。(第35条関係)

35 農作物共済に係る自動継続特約の締結

市は、農作物共済の申込みの承諾の際、農作物共済資格者からの申出により、農作物共済自動継続特約をすることができること。(第36条関係)

36 農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧

市長は、農作物共済加入者が負担する共済掛金率等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、市に備えて置かなければならないこと。(第37条関係)

37 農作物共済に係る共済金の支払額

全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式による農作物共済に係る共済金にあつては、類区分ごとに、引受方式に応じて定める式により算定される金額とすることとし、災害収入共済方式による農作物共済に係る共済金にあつては、類区分ごとに、共済事故による減収又は品質の低下がある場合において算定する金額とすること。(第38条、第39条関係)

38 農作物共済に係る共済金額の削減

市は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、農作物共済に係る不足金填補準備金及び特別積立金の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができること。(第40条関係)

39 農作物共済に係る共済金の支払の免責

市は、農作物共済加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合等においては、農作物共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。こと。(第41条関係)

40 農作物共済に係る告知義務違反による解除

農作物共済資格者は、損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならないこと。市は、農作物共済加入者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該農作物共済の共済関係の解除ができること。(第42条関係)

41 農作物共済に係る共済掛金不払の場合の共済関係の解除

市は、農作物共済加入者が正当な理由がないのに加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、農作物共済の共済関係を解除するものとする。(第43条関係)

42 農作物共済に係る重大事由による解除

市は、農作物共済加入者が市に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと等の信頼を損なう重大な事由がある場合には、当該共済関係を解除するものとする。(第44条関係)

43 農作物共済に係る解除の効力

農作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずることとし、市は、農作物共済加入者の告知義務違反等の事由により共済関係の解除をした場合には、解除がされた時まで発生した共済事故による損害を填補する責任を負わないこと。(第45条関係)

44 農作物共済に係る共済金支払額、減収量等の公表

市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。(第46条関係)

45 家畜共済に係る定義

家畜共済に係る必要な用語の定義を定めること。(第47条関係)

46 家畜共済に係る共済関係の成立

家畜共済のうち包括共済関係にあつては、家畜共済資格者が飼養する家畜を一体として家畜共済に付することを申し込み、個別共済関係にあつては、種雄牛等を家畜共済に付することを申し込み、市がこれらを承諾することにより成立するものとする。(第48条関係)

47 家畜共済資格者

家畜共済資格者は、牛又は豚につき養畜の業務を営む者で、市に住所を有する者とする。(第49条関係)

48 家畜共済の申込み等

家畜共済資格者の家畜共済の申込み手続及び市の当該申込みに係る承諾の決定等について定めること。(第50条、第51条関係)

49 包括共済関係に係る共済関係の消滅

家畜共済のうち包括共済関係の成立の際、包括共済に付されることとなった家畜につき既に個別共済関係が成立していたときは、包括共済責任の始まる時に、

個別共済関係は消滅すること等を定めること。(第52条関係)

50 家畜共済に係る共済事故の一部除外

市との間に包括共済家畜区分(死廃)に係る死亡廃用共済関係の存する者は、共済掛金期間の開始する2週間前までに、飼養する搾乳牛等の頭数が6頭以上であること等の基準に適合するときに限り、火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因による死亡等の事故を共済事故としない旨の申出をすることができること。(第53条関係)

51 家畜共済に係る子牛等を共済目的とすることの申出

家畜共済のうち育成乳牛等に係る死亡廃用共済の包括共済加入者は、共済掛金期間の開始する2週間前までに、子牛等を共済目的とする旨の申出をすることができること。(第54条関係)

52 家畜共済に係る共済責任の開始

家畜共済に係る共済責任は、市が家畜共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日等から始まること。(第55条関係)

53 家畜共済に係る共済関係成立時の書面交付

市は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したときは、当該共済事項を記載した加入証を家畜共済加入者に交付するものとする。こと。(第56条関係)

54 家畜共済に係る共済掛金期間

家畜共済に係る共済掛金期間は、1年とし、市は、共済掛金期間の始期又は終期を統一する必要があるときは、1年未満とすることができること。(第57条関係)

55 家畜共済に係る損害防止の指導

家畜共済加入者は、共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき等には、あらかじめ、その旨を市に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。こと。(第58条関係)

56 家畜共済に係る共済金の支払の免責

市は、家畜共済加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合等において、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。こと。(第59条関係)

57 家畜共済に係る待期間からの除外等

市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部の支払の責任を免れるものであっても、共済事故の原因が共済責任の始まった時以降に生じたものである場合等においては、待期間から除外し、家畜共済に係る共済金の支払の責を免れないものとする。こと。(第60条関係)

58 共済関係の無効

家畜共済の承諾した内容に違反する共済関係は、無効とすること。(第61条関係)

係)

59 家畜共済に係る告知義務違反による解除

家畜共済資格者は、損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならないこと。市は、家畜共済加入者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係の解除ができること。(第62条関係)

60 家畜共済に係る重大事由による解除

市は、家畜共済加入者が市に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと等の信頼を損なう重大な事由がある場合には、当該共済関係を解除するものとする。こと。(第63条関係)

61 家畜共済に係る解除の効力

家畜共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずることとし、市は、家畜共済加入者の告知義務違反等の事由により共済関係の解除をした場合には、解除がされた時までに発生した共済事故による損害を填補する責任を負わないこと。(第64条関係)

62 家畜共済関係の失効

個別共済関係に付された家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、市の承諾を受けて個別共済関係に関し権利義務が承継された場合を除き、個別共済関係の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失うこと。(第65条関係)

63 他人の家畜を家畜共済に付した場合

他人の家畜を飼養する者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害を填補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償権を有する当該家畜の所有者は共済金を請求する権利について先取特権を有すること。(第66条関係)

64 家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧

市長は、家畜共済加入者が負担する部分の共済掛金率等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、市に備えて置かなければならないこと。(第67条関係)

65 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法

死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1に相当する金額等を差し引いて得た金額とすること。また、加入者負担共済掛金は、納入通知書により徴収すること。(第68条関係)

66 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の納期限

死亡廃用共済の申込者は、承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない

いこと。また、市は、納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、改めて申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。こと。(第69条関係)

67 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の分納

市は、死亡廃用共済の包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、加入者の申請に基づき加入者負担共済掛金の2回又は4回の分割納付を認めることができる。こと。(第70条関係)

68 死亡廃用共済の共済金額

死亡廃用共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、共済掛金期間の開始前に算定された共済価額の20%から80%までの範囲内において、家畜共済資格者が申し出た金額等とすること。(第71条関係)

69 死亡廃用共済の共済価額

死亡廃用共済の包括共済関係についての共済価額は、飼養する家畜の共済掛金期間の開始前に算定された価額の合計金額等とすること。(第72条関係)

70 死亡廃用共済の共済価額及び共済金額の変更

死亡廃用共済加入者の養畜の業務の規模等に異動が生じたことにより死亡廃用共済の包括共済関係に係る家畜の合計価額に変更が生じたときの共済価額及び共済金額の変更等について定めること。(第73条関係)

71 死亡廃用共済に係る共済掛金

死亡廃用共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、共済金額に共済掛金率及び短期係数を乗じて算定する金額とすること。また、共済掛金率は危険段階ごとに規則で定めること。(第74条関係)

72 死亡廃用共済の共済金の支払額

死亡廃用共済に係る共済金は、損害の額に付保割合を乗じて得た額とすること等を定めること。(第75条関係)

73 疾病傷害共済に係る加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法

疾病傷害共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1に相当する金額等を差し引いて得た金額とすること。また、加入者負担共済掛金は、納入通知書により徴収すること。(第76条関係)

74 疾病傷害共済に係る加入者負担共済掛金の納期限

疾病傷害共済の申込者は、承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を市に納付しなければならないこと。また、市は、納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、改めて申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。こと。(第77条関係)

75 疾病傷害共済に係る加入者負担共済掛金の分納

市は、疾病傷害共済の包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、加入

者の申請に基づき加入者負担共済掛金の2回又は4回の分割納付を認めることができること。(第78条関係)

76 疾病傷害共済の共済金額

疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、支払限度額を超えない範囲内において、共済掛金期間の開始の時までに家畜共済資格者が申し出た金額とすること。(第79条関係)

77 疾病傷害共済の支払限度額

疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時に飼養する家畜の価額の合計額とし、個別共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時の価額に農林水産大臣が定める支払限度率を乗じて得た金額とすること。(第80条関係)

78 疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更

疾病傷害共済加入者は、共済目的たる家畜を飼養することとなった場合又は養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなった場合は、当該事由のあった日から2週間以内に支払限度額及び共済金額の変更ができること。(第81条関係)

79 疾病傷害共済に係る共済掛金

疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、共済金額に共済掛金率及び短期係数を乗じて算定する金額とすること。また、共済掛金率は危険段階ごとに規則で定めること。(第82条関係)

80 疾病傷害共済の共済金の支払額

疾病傷害共済に係る共済金は、家畜共済加入者が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数に価額を乗じて得た額の9割を限度とすること。(第83条関係)

81 疾病傷害共済金の支払とみなされる場合

疾病傷害共済の家畜に共済事故が発生した場合、市又は連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、市は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなすこと。(第84条関係)

82 果樹共済に係る定義

果樹共済に係る必要な用語の定義を定めること。(第85条関係)

83 果樹共済に係る共済関係の成立

果樹共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び果実の年産ごとに、果樹共済資格者が申込期間内に現に栽培している果樹の全てを果樹共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することにより成立するものとすること。(第86条関係)

84 果樹共済資格者

果樹共済資格者は、果樹共済の共済目的たる果樹につき栽培の業務を営む者で、

市に住所を有する者とする。こと。(第87条関係)

85 果樹共済の申込み等

果樹共済資格者の果樹共済の申込み手続及び市の当該申込みに係る承諾の決定等について定めること。(第88条、第89条関係)

86 果樹共済に係る共済事故の一部除外

果樹共済資格者は、果樹共済の申込みと同時に、共済目的の種類たる果樹の栽培面積が30アール以上であること等の基準に適合するときに限り、半相殺方式による共済事故のうち暴風雨による果実の減収以外の共済事故等を共済事故としない旨の申出をすることができること。(第90条関係)

87 果樹共済に係る共済関係成立時の書面交付

市は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、当該共済事項を記載した書面を果樹共済加入者に交付するものとする。こと。(第91条関係)

88 果樹共済に係る共済責任期間

果樹共済における共済責任期間は、なしの花芽の形成期から果実の収穫をするまでの期間とする。こと。(第92条関係)

89 果樹共済に係る引受方式の選択方法

果樹共済加入者は、果樹共済の引受方式を選択するときは、共済目的の種類につき果樹の生育の程度に応じた区分ごとに、半相殺方式、全相殺減収方式、全相殺品質方式、災害収入方式及び地域インデックス方式から選択するものとする。こと。(第93条関係)

90 果樹共済に係る加入者負担共済掛金の金額及び徴収の方法

果樹共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、果樹共済加入者が納付すべき共済掛金の金額から、共済金額に収穫基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額等を差し引いて得た金額とする。こと。また、加入者負担共済掛金は、納入通知書により徴収すること。(第94条関係)

91 果樹共済に係る加入者負担共済掛金の納期限

果樹共済加入者は、6月30日までに、加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。こと。(第95条関係)

92 果樹共済に係る加入者負担共済掛金の分納

市は、短縮方式及び特定危険方式を除く果樹共済に係る加入者負担共済掛金について、果樹共済加入者の申請に基づき加入者負担共済掛金の2回の分割納付を認めることができる。こと。(第96条関係)

93 果樹共済に係る共済金額

果樹共済の共済金額は、類区分ごとに、引受方式に応じ、標準収穫金額の40%に相当する金額以上であって標準収穫金額に補償限度割合を乗じて得た金額以下の範囲内で果樹共済資格者が申し出た金額等とする。こと。(第97条関係)

94 果樹共済に係る共済掛金

果樹共済の共済掛金は、類区分ごとに、共済金額に共済掛金率を乗じて算定する金額とすること。また、共済掛金率は危険段階ごとに規則で定めること。(第98条関係)

95 果樹共済に係る自動継続特約の締結

市は、果樹共済の申込みの承諾の際、果樹共済資格者からの申出により、果樹共済自動継続特約をすることができること。(第99条関係)

96 果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧

市長は、果樹共済加入者が負担する部分の共済掛金率等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、市に備えて置かなければならないこと。(第100条関係)

97 果樹共済に係る共済金の支払額

全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式による果樹共済に係る共済金は、類区分ごとに、引受方式に応じて定める式により算定される金額とすること。また、災害収入共済方式による果樹共済に係る共済金は、類区分ごとに、共済事故による減収又は品質の低下がある場合において、算定する金額とすること。(第101条、第102条関係)

98 果樹共済に係る共済金額の削減

市は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹共済に係る不足金填補準備金及び特別積立金の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができること。(第103条関係)

99 果樹共済に係る共済金の支払の免責

市は、果樹共済加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合等において、果樹共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。こと。(第104条関係)

100 果樹共済に係る告知義務違反による解除

果樹共済資格者は、損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならないこと。市は、果樹共済加入者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該果樹共済の共済関係の解除ができること。(第105条関係)

101 果樹共済に係る共済掛金不払の場合の共済関係の解除

市は、果樹共済加入者が正当な理由がないのに加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、果樹共済の共済関係を解除するものとする。こと。(第106条関係)

102 果樹共済に係る重大事由による解除

市は、果樹共済加入者が市に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと等の信頼を損なう重大な事由がある場合には、当該共済関係を解除するものとする。こと。(第107条関係)

103 果樹共済に係る解除の効力

果樹共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずることとし、市は、果樹共済加入者の告知義務違反等の事由により共済関係の解除をした場合には、解除がされた時までに発生した共済事故による損害を填補する責任を負わないこと。(第108条関係)

104 果樹共済に係る共済金支払額、減収量等の公表

市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、果樹共済加入者ごとに、共済金の支払額、共済減収量、共済金等の支払期日及び支払方法を公表するものとする。(第109条関係)

105 畑作物共済に係る定義

畑作物共済に係る必要な用語の定義を定めること。(第110条関係)

106 畑作物共済に係る共済関係の成立

畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、畑作物共済資格者が栽培を行う畑作物共済の共済目的たる農作物の全てを畑作物共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することにより成立するものとする。(第111条関係)

107 畑作物共済資格者

畑作物共済加入者は、畑作物共済の共済目的たる農作物につき栽培の業務を営む者で、市に住所を有する者とする。(第112条関係)

108 畑作物共済に係る申込み等

畑作物共済資格者の畑作物共済の申込み手続及び市の当該申込みに係る承諾の決定等について定めること。(第113条、第114条関係)

109 畑作物共済に係る共済関係成立時の書面交付

市は、畑作物共済の共済関係が成立したときは、当該共済事項を記載した書面を畑作物共済加入者に交付するものとする。(第115条関係)

110 畑作物共済に係る共済責任期間

畑作物共済における共済責任期間は、発芽期から収穫をするまでの期間とすること。(第116条関係)

111 畑作物共済に係る引受方式の選択方法

畑作物共済加入者は、畑作物共済の引受方式を選択するときは、共済目的の種類につき品種、栽培方法等の区分ごとに、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び地域インデックス方式から選択するものとする。(第117条関係)

112 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額及び徴収の方法

畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、畑作物共済加入者が納付すべき共済掛金の金額から、共済金額に畑作物基準共済掛金率を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額等を差し引いて得た金額とすること。また、加入者負担共

済掛金は、納入通知書により徴収すること。(第118条関係)

113 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の納期限

畑作物共済加入者は、大豆にあっては7月31日までに、そばにあっては9月30日までに加入者負担共済掛金を市に納付しなければならないこと。(第119条関係)

114 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の分納

市は、畑作物共済に係る加入者負担共済掛金について、畑作物共済加入者の申請に基づき加入者負担共済掛金の2回の分割納付を認めることができること。(第120条関係)

115 畑作物共済に係る共済金額

畑作物共済の共済金額は、類区分ごとに、引受方式に応じ、基準収穫量に補償割合及び単位当たり共済金額を乗じて算定される金額とすること。(第121条関係)

116 畑作物共済に係る共済掛金

畑作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、共済金額に共済掛金率を乗じて算定する金額とすること。また、共済掛金率は危険段階ごとに規則で定めること。(第122条関係)

117 畑作物共済に係る自動継続特約の締結

市は、畑作物共済の申込みの承諾の際、畑作物共済資格者からの申出により、畑作物共済自動継続特約をすることができること。(第123条関係)

118 畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧

市長は、畑作物共済加入者が負担する部分の共済掛金率等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、市に備えて置かなければならないこと。(第124条関係)

119 畑作物共済に係る共済金の支払額

全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式又は一筆方式による畑作物共済に係る共済金は、類区分ごとに、引受方式に応じて定める式により算定される金額とすること等を定めること。(第125条関係)

120 畑作物共済に係る共済金額の削減

市は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物共済に係る不足金填補準備金及び特別積立金の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができること。(第126条関係)

121 畑作物共済に係る共済金の支払の免責

市は、畑作物共済加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合等において、畑作物共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。こと。(第127条関係)

122 畑作物共済に係る告知義務違反による解除

畑作物共済資格者は、損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知

を求めたものについて、事実の告知をしなければならないこと。市は、畑作物共済加入者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係の解除ができること。(第128条関係)

123 畑作物共済に係る共済掛金不払の場合の共済関係の解除

市は、畑作物共済加入者が正当な理由がないのに加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、畑作物共済の共済関係を解除するものとする。こと。(第129条関係)

124 畑作物共済に係る重大事由による解除

市は、畑作物共済加入者が市に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと等の信頼を損なう重大な事由ある場合には、当該共済関係を解除するものとする。こと。(第130条関係)

125 畑作物共済に係る解除の効力

畑作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずることとし、市は、畑作物共済加入者の告知義務違反等の事由により共済関係の解除をした場合には、解除がされた時まで発生した共済事故による損害を填補する責任を負わないこと。(第131条関係)

126 畑作物共済に係る共済金支払額、減収量等の公表

市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、畑作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法等を公表するものとする。こと。(第132条関係)

127 園芸施設共済に係る共済関係の成立

園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することにより成立するものとする。こと。(第133条関係)

128 園芸施設共済資格者

園芸施設共済資格者は、特定園芸施設を所有し、又は管理する農業を営む者で、市に住所を有する者とする。こと。(第134条関係)

129 園芸施設共済の申込み等

園芸施設共済資格者の園芸施設共済の申込み手続及び市の当該申込みに係る承諾の決定等について定めること。(第135条、第136条関係)

130 園芸施設共済に係る共済事故の一部除外

園芸施設共済資格者は、園芸施設共済の申込みと同時に、所有する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であること等の基準に適合するときに限り、共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。こと。(第137条関係)

131 園芸施設共済に係る共済関係成立時の書面交付

市は、園芸施設共済の共済関係が成立したときは、当該共済事項を記載した書面を園芸施設共済加入者に交付するものとする。こと。(第138条関係)

132 園芸施設共済に係る共済責任期間

園芸施設共済の共済責任期間は、市が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日から1年間とし、市は、共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があるときは、1年未満とすることができる。こと。(第139条関係)

133 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の金額及び徴収の方法

園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、園芸施設共済加入者が納付すべき共済掛金の金額から、当該共済掛金の2分の1に相当する金額等を差し引いて得た金額とすること。また、加入者負担共済掛金は、納入通知書により徴収すること。(第140条関係)

134 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の納期限

園芸施設共済の申込者は、承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。こと。また、市は、納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、改めて申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。こと。(第141条関係)

135 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の分納

市は、園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金について、園芸施設共済加入者の申請に基づき加入者負担共済掛金の2回の分割納付を認めることができる。こと。(第142条関係)

136 園芸施設共済に係る共済金額

園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設ごとに、共済価額の40%から80%の範囲内において、園芸施設共済掛金率等一覧表の金額のうちから園芸施設共済資格者が選択した金額とすること。(第143条関係)

137 園芸施設共済に係る小損害不填補の基準金額

園芸施設共済資格者は、共済金の支払条件に係る損害の額を3万円、10万円又は20万円から選択し、小損害不填補の基準金額として申し出るものとする。こと。(第144条関係)

138 園芸施設共済に係る共済掛金

園芸施設共済の共済掛金は、共済関係ごとに、共済金額に共済掛金率及び短期係数を乗じて算定する金額とすること。また、共済掛金率は危険段階ごとに規則で定める。こと。(第145条関係)

139 園芸施設共済に係る自動継続特約の締結

市は、園芸施設共済申込みの承諾の際、園芸施設共済資格者からの申出により、園芸施設共済自動継続特約をすることができる。こと。(第146条関係)

140 園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧

市長は、園芸施設共済の共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、市に備えて置かなければならないこと。(第147条関係)

141 園芸施設共済に係る共済金の支払額

園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設ごとに、共済事故によって園芸施設共済加入者が被る損害額が小損害不填補の基準金額を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とすること等を定めること。(第148条関係)

142 園芸施設共済に係る共済金額の削減

市は、園芸施設共済の共済金支払に不足を生ずる場合には、園芸施設共済に係る不足金填補準備金及び特別積立金の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができること。また、市は、決算において共済金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができること。(第149条、第150条関係)

143 園芸施設共済に係る共済金の支払の免責

市は、園芸施設共済加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合等において、園芸施設共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。こと。(第151条関係)

144 園芸施設共済に係る支払責任のない損害

市は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責任を負わないものとする。こと。(第152条関係)

145 園芸施設共済に係る告知義務違反による解除

園芸施設共済資格者は、損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならないこと。市は、園芸施設共済加入者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係の解除ができること。(第153条関係)

146 園芸施設共済に係る重大事由による解除

市は、園芸施設共済加入者が市に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと等の信頼を損なう重大な事由がある場合には、当該共済関係を解除するものとする。こと。(第154条関係)

147 園芸施設共済に係る解除の効力

園芸施設共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずることとし、市は、園芸施設共済加入者の告知義務違反等の事由により共済関係の解除をした場合には、解除がされた時までに発生した共済事故による損害を填補する責任を負わないこと。(第155条関係)

148 園芸施設共済に係る共済関係の失効

園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、市の承諾を受けて共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失うこと。(第156条関係)

149 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合

他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が当該特定園芸施設等を園芸施設共済に付したときは、当該特定園芸施設等の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有すること。(第157条関係)

150 園芸施設共済に係る共済金支払額等の通知

市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該園芸施設共済加入者に共済金の支払額、損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。
(第158条関係)

151 地方公営企業法の適用

地方公営企業法の規定に基づき、市の行う共済事業に財務規定等を適用すること。(第159条関係)

152 議会の同意を要する賠償責任の免除

共済事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とすること。(第160条関係)

153 会計事務の処理

共済事業の出納その他の会計事務のうち公金の収納、支払及び保管に係る処理権限は、会計管理者に行わせるものとする。(第161条関係)

154 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

共済事業の業務に関し、地方公営企業法の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。(第162条関係)

155 業務状況説明書類の作成

市長は、地方公営企業法の規定に基づき、毎事業年度の共済事業の業務の状況を説明する書類を作成しなければならないこと。(第163条関係)

156 勘定区分

市の共済事業に係る特別会計は、農作物共済に関する勘定、家畜共済に関する勘定等に区分して経理すること。(第164条関係)

157 支払備金の積立て

市は、毎会計年度の終わりにおいて、共済金の支払又は共済掛金の返還をすべ

き金額の合計金額から連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額を差し引いて得た金額を支払備金として積み立てるものとする。こと。(第165条関係)

158 責任準備金の積立て

市は、毎会計年度の終わりにおいて、共済責任期間又は共済掛金期間が翌会計年度にわたる共済関係について、会計年度の共済掛金の合計金額から連合会に支払う保険料の額及び共済金の概算払の額の合計金額を差し引いて得た金額等を責任準備金として積み立てるものとする。こと。(第166条関係)

159 不足金填補準備金の積立て

市は、勘定ごとに、当該勘定に係る毎会計年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を不足金填補準備金として積み立てるものとする。こと。(第167条関係)

160 不足金填補準備金の共済金支払への充当

市は、勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合は不足金填補準備金をその支払に充てるものとする。こと。(第168条関係)

161 特別積立金の積立て

市は、勘定ごとに、毎会計年度の剰余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を特別積立金として積み立てるものとする。こと。(第169条関係)

162 特別積立金の取崩し

市は、勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合等であつて、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。こと。(第170条関係)

163 設置

市は、損害評価会を置き、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議すること。(第171条関係)

164 組織

損害評価会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命した委員46人以内をもって組織すること。(第172条関係)

165 委員の任期

損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算すること。(第173条関係)

166 会長

損害評価会に会長を置き、会長は、会務を総理すること。(第174条関係)

167 部会

損害評価会に農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会及び園芸施設共済部会を置くこと。(第175条関係)

168 会議

損害評価会の会議は、会長が招集し、部会の会議は、部会長が招集すること。
(第176条関係)

169 新規開田地等についての特例

前3年において水稻の耕作が行われたことのない新規開田地等において行う水稻の耕作は、市との間に農作物共済の共済関係を成立させることができる者の規定の適用において、耕作の業務に含まないものとする。こと。(第177条関係)

170 農業経営収入保険に移行する者の加入者負担共済掛金及び賦課金の返還

共済加入者は、農業経営収入保険に加入しようとするときは、共済関係を解除することができることとし、この場合において共済の種類に応じて、加入者負担共済掛金及び賦課金の全部又は共済責任期間等の未経過部分に相当する金額を返還すること。(第178条関係)

171 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第179条関係)

172 この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)

173 この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項から第10項関係)

第74号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 8 月31日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法等に基づく命令又は条例の規定に違反する場合は、当該防火対象物を公表できるようにするため。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例(平成17年豊岡市条例第154号)の一部を次のように改正する。
第69条の2の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第69条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きに関し必要な事項は、規則で定める。

第76条第3号中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第76条第3号の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法等に基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、当該防火対象物を公表できること。(第69条の3関係)
- (2) 消防法施行規則の改正に伴い、引用する条番号を改めること。(第76条関係)

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。ただし、1(2)の改正規定は、平成31年10月1日から施行すること。

豊岡市火災予防条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(防火対象物の使用開始の届出) 第76条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表49）項及び20）項に掲げるものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものをそれぞれの用途に使用する者は、使用開始の7日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。 (1)～(2) 略 (3) 地階、無窓階（施行規則第5条の2に定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。）又は3階以上の階を有するもの (4)～(6) 略	(防火対象物の消防用設備等の状況の公表) 第69条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きに関し必要な事項は、規則で定める。 (防火対象物の使用開始の届出) 第76条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表49）項及び20）項に掲げるものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものをそれぞれの用途に使用する者は、使用開始の7日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。 (1)～(2) 略 (3) 地階、無窓階（施行規則第5条の3に定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。）又は3階以上の階を有するもの (4)～(6) 略

